

玄海原子力発電所に関する県民説明会（伊万里会場）

開催日 平成29年2月28日（火）

場 所 伊万里市民会館大ホール

○司会

皆様大変長らくお待たせいたしました。それでは、ただいまから玄海原子力発電所に関する県民説明会を開催いたします。

皆様方には、御多用のところ多数お集まりいただきましてありがとうございます。

本日の県民説明会は、佐賀県が開催するものです。これは、玄海原子力発電所3・4号炉について、本年1月18日に原子力規制委員会により原子炉設置変更許可が出され、1月20日に佐賀県に対して再稼働に関する国の方針について説明がなされました。佐賀県としては、これに関して、できるだけ多くの県民の皆様にご説明を聞いていただく、知っていただくことを目的に、2月21日の唐津市民会館を皮切りに県内5カ所で開催するものです。本日は、県や市町の関係者も参加されています。

本日の説明会では、原子力規制庁、資源エネルギー庁、内閣府、九州電力の4つの担当者からお話を伺います。その後、説明をいただきました内容について質疑応答の時間を2回設けております。

それではまず、配付資料の確認をお願いいたします。

入り口でお渡しいたしました本日の次第です。続きまして、封書でお渡しいたしました中身を御確認くださいませ。資料は4つ。1つ目は、原子力規制委員会の資料、2つ目は、資源エネルギー庁の資料、3つ目に、内閣府の資料、4つ目に、九州電力の資料、以上4つです。それから、緑色の御意見用紙です。不足がございましたらスタッフがお持ちいたしますので、どうぞ挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。

なお、御意見用紙につきましては、本日の説明会で感じたことや思ったことなど、皆様の御意見を記入いただき、お帰りの際にエントランスホールに設置しております御意見用紙回収箱に投入していただきたいと思っております。また、筆記用具をお持ちでない方は、受付に筆記用具を用意しておりますので、どうぞお申し出くださいませ。

続きまして、本日の進行スケジュールにつきまして御説明させていただきます。お手元の資料、次第をごらんくださいませ。

主催者挨拶の後、説明に入ります。まず最初に、玄海原子力発電所3・4号炉に関する審

査の概要について、原子力規制庁から御説明をいただきます。説明時間は30分間、その後、20分間の質疑応答となります。質疑応答の時間 1 です。

続きまして、資料 2 の資源エネルギー庁からの説明、資料 3 の内閣府からの説明、資料 4 の九州電力からの説明は、各20分ずつ合計60分間、続けて説明を行っていただきます。その後、30分間の質疑応答となります。質疑応答の時間 2 でございます。

なお、本日の説明会の終了時刻は21時を予定しています。

続きまして、御来場の皆様をお願い並びにお断りを申し上げます。

会場内での録音、写真撮影、動画撮影は禁止とさせていただきます。

なお、説明会に参加できなかった県民の皆様のために、動画撮影をし、後日、動画配信を予定していますので、どうぞ御了承くださいませ。

また、報道に当たって、カメラ撮影、ビデオ撮影を行われておりますので、どうぞ御協力をお願いいたします。

2つ目に、本日はできるだけ多くの皆様から御質問、御発言をいただきたいと考えております。進行中に進行の妨げとなるような言動をされた場合には御退場をお願いする場合がございますので、どうぞそのようなことがございませんように、皆様の御理解、御協力を何とぞお願い申し上げます。

それでは、主催者を代表いたしまして、佐賀県副知事、副島良彦が御挨拶を申し上げます。

○副島副知事

皆さんこんばんは。ただいま御紹介あずかりました佐賀県副知事の副島でございます。本日は、大変お忙しい中、また、寒い中、当説明会に御参加いただき、まことにありがとうございます。

御承知のとおり、玄海原子力発電所 3・4号機については、去る 1月18日、原子力規制委員会により新たな規制基準に適合したことを示す審査書が決定され、原子炉設置変更許可が出されました。これを受け、1月20日には資源エネルギー庁の日下部長官が本県を来訪されまして、山口知事に再稼働に関する政府の方針について説明がされたところでございます。

山口知事からは、原子力発電に関しては県民の間にもさまざまな意見があることから、再稼働の問題に対しては真摯に、愚直に、真っすぐに向き合っていく旨を話された上で、原子力発電所に関する佐賀県の考え方の基本は、何よりも県民の安全が大切であるということ。それに加えまして、核燃料サイクルの推進、高レベル放射性廃棄物の最終処分場の選定、使

用済み核燃料の貯蔵対策など、エネルギー政策については国が責任を持って取り組むべきものであり、その責任をしっかりと果たしていただきたいということ。さらに、原子力発電所の安全性については、国において原子力規制の一層の充実強化に取り組むとともに、事業者への指導監督を徹底していただきたいこと。さらには、立地地域の振興や再生可能エネルギーの導入促進にも全力で取り組んでいただきたいことなどをお伝えし、国においては地元の意見に真摯に向き合い、丁寧に対応していただきたい旨を申し入れたところでございます。

これに対し、長官からは、政府として県の意向を重くしっかりと受けとめて対応していくとの姿勢が示されたところでございます。

その後、国との協議の結果、国がしっかりと説明責任を果たすということを確認されたので、県民説明会を、本日の伊万里会場を含め、県内5地域で開催しているところでございます。

説明会ということで、国、事業者からエネルギー政策や規制の考え方、また、安全対策の取り組みなどについて説明いただくこととしておりますが、県民の皆様にはいろんな御質問がおりだと思っております。県といたしましても、県民の皆様からの声は非常に大事だと思っております。多くの考えをいただくことによって、県にとって気づきにつながるものと思っております。本日の説明会を通して、参加された皆様から多くの御意見をいただけることを期待しているものでございます。

本日の説明が有意義になることをお祈り申し上げまして、挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○司会

御清聴ありがとうございました。

それでは、説明に入らせていただきます。

まず初めは、原子力規制部、荒木真一原子力規制企画課長から、玄海原子力発電所3・4号炉に関する審査の概要について説明をしていただきます。お願いいたします。

○原子力規制庁（荒木原子力規制部原子力規制企画課長）

私、原子力規制庁で原子力規制企画課長をしております荒木と申します。よろしく願いいたします。座らせていただいて説明をさせていただきます。

お手元のほうに玄海原子力発電所3・4号炉に関する審査の概要という資料があると思います。資料をごらんいただくか、前の画面で見ていただくか、いずれも見やすいほうで見て

いただければと思います。

本日の全体の説明の流れでございますけれども、まず最初に、私ども規制委員会について少し御紹介をさせていただこうと思います。その後、福島事故の教訓を踏まえまして、私どもでつくりました新たな規制基準、新規制基準の概要について御紹介をさせていただきます。その上で、この玄海の3・4号炉の審査の結果の概要について御説明をさせていただくと、こんな形で御説明をさせていただきたいと思います。

まず初めに、原子力規制委員会でございます。

これは御案内かもしれませんが、東京電力福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえまして、二度とこのような事故を起こさないということで、2012年の9月に発足いたしました。これは下に書いてございますように、原子力の利用に当たりましては、これまでのような形で同じ省庁の中で規制する側と、あるいは推進する側が一緒というのは、これはおかしいだろうということで、推進側と規制を行う部署を切り離した形になってございます。

私どもの規制委員会は、その意味では、今、環境省のもとにある規制委員会でございます。そして、そこにありますように、専門的な知見に基づいて中立公正な立場で独立をして安全規制を行うと、こういう形で体制をつくっていただいたということでございます。

この新規制基準でございますけれども、先ほど申し上げましたように、私どもとしては、とにかくこの福島事故の教訓などを踏まえ、あるいは国際的な基準に基づきまして、できるだけ厳しい基準ということで、大幅に強化をしたこの基準を策定させていただきました。その上で、この基準に基づきまして審査をさせていただいたということでございます。

特に、最後に書いてございます。これはまた後ほど御説明させていただきますけれども、その結果として、今回のこの審査の結果による形では、そこにありますように、恐らくこのような福島事故のようなことが起こる可能性というのは極めて低くは抑えられているだろうと、このような判断を今させていただいていると。この部分について、これから御説明をさせていただきたいと思います。

基本的な認識でございますけれども、この2つ目に書いてある部分、これが一番重要な部分でございます。私ども規制委員会は、委員長を初めとして皆が同じ方向を見ております。とにかく私どもとしては、下に書いてございますけれども、絶対に安全ということを考えてはいけないということであります。もちろん科学的にゼロリスクは存在しないというふうによく言われますけれども、私どもとしては、絶対安全というふうには思わないというのは、逆

に言いますと、一度これでもう安全ですと思ってしまうと、その後の安全性の向上はもうなされないだろうと。我々としては、常に新しい知見があれば常に見直していくという形で安全性の向上は継続していかなければいけないということで、絶対安全という言葉を使わずに、とにかく安全の追求に終わりはないんだという認識のもとに進めてきているということでございます。ですので、今後も安全レベルの達成に関しましては不断に取り組んでいきたいと、このように思っているところでございます。

まず、新規制基準の概要につきまして御説明をしたいと思います。

まず最初に、福島第一原子力発電所の事故の教訓でございます。

大きく2つございました。左側に書いておりますように、まず地震、津波といった共通の原因でもって、複数の安全機能が一齐に損なわれた、失ってしまった、動かなくなってしまったということでございます。まず地震によりまして、外部からの電源、例えば、鉄塔が倒壊をしたり設備が壊れてしまったりということで、外部からの電気が供給されなくなったということでございます。もちろん所内には非常用の発電機等々が準備されていたわけでございますけれども、次に起こった、この地震による津波によりまして、これら非常用の発電機も全て損なわれてしまった。これが非常に大きな問題でございます。つまり、発生を防止するための装置が全て失われてしまったということでございます。ですので、まずここをしっかりと強化をしなきゃいけないというのが1つ目の教訓でございます。

2つ目でございます。実はこれは非常に大きなものであります。従来まで、実は発生を防止すればいいんだというような思想でありまして、これまでその部分にのみ規制をかけてきたわけでございます。ただ、今回のこの事故の教訓を踏まえますと、仮に我々が想定できないような事態が起これ、どうしても次の段階に行ってしまう、重要な事故の段階に行ってしまったとしても、それをできる限り抑えていく、進展をとにかく抑えていくんだと、こういうこともできなきゃいけないだろう、これが右側に書いてある部分でございます。いわゆる重要な事故、シビアなアクシデント、こういう重大な事故の進展をとにかく食い止めるような、そういう措置を別途に設けるべきであるということでもあります。とにかくまず停止をさせなければいけない、あるいは冷やさなければいけない、あるいはとにかく外に漏れないように容器を守っていかなければいけない、こういうものもきちっと規制で要求しようというのが今回の教訓を受けて新たに導入した基準の考え方でございます。

これは、これから何回か出てくる絵でございますけれども、一番左にございます重大事故

の発生を防止する対策、これは当然、福島教訓を踏まえて強化をしていくということでございまして、もちろん新しいものも入れ込んだ形で強化をします。

ただ、重要なのはその右側でございます。仮にそういう強化をしても重大な事故が発生してしまったということを想定した上で、その事故の進展をとにかく止めるような措置ができるようにということで、別途に複数用意しよう。キーワードは、まず原子炉を確実に止めるという対策。それから、もう1つは、核燃料が溶けることを防ぐ、冷やすという対策。さらには、この放射性物質が外に漏れないように格納容器内に閉じ込めておくと、こういったものを複数用意し、それを規制で要求をしているというものを新たに導入をいたしました。

さらに、三重目でございますけれども、それでもなお、放射性物質が放出をしてしまうような事態になっても、できるだけその量を抑えていく、拡散をできるだけ抑えていく、対策も盛り込むと、このような考え方で新しい基準をつくらさせていただきました。

具体的にはどんなものかといいますと、この左側がこれまでの規制基準の考え方でございます。この事故の発生を防止すると、この部分につきましても、まず地震、津波に対して大幅に強化をさせていただいております。

それからもう一つ、電源、これも複数用意をする形で、ここも強化をしております。

また、自然現象、さまざまあると思います。今回は、例えば、火山であるとか、竜巻であるとか、森林の火災であるとか、そういったものについても、新たにこれを新設をし、規制に取り込んでいるわけでございます。

また、原子力施設というのは、いろんな水を使っております。冷やすということで水を使っております。その水による影響というものをきちっと見ていこうということで、これも新たに導入をしているものでございます。

さらに、先ほど申し上げましたように、重要なものは、仮に事故が起こってしまったとしても、それをとにかく食い止めていくような対策ということで、重大事故対策と、新設と書いてございますけれども、炉心の損傷をとにかく防止するための措置というのを新たに設けている。さらに、とにかく外に出ないように、この格納容器を守ると、こういった対策を入れ込んでいます。また、仮に放射性物質がどうしても出てしまった状態になったところでも、とにかく抑制をしていく、できるだけ少なくするような対策を設けるといっても入れております。

さらに、これはテロ対策でございますけれども、意図的な航空機の衝突があった場合にも、

中のいろんな機能を多様化する形で対応できるように、こういったものも取り込んでいると、これが新しい規制基準の考え方でございます。

これに基づきまして、この玄海原子力発電所の3・4号炉の設置変更に関する審査をしてきたわけでございます。

この法律に基づく審査でございますけれども、そこでございますように、設置の変更の許可というものと、それから、それに基づきまして、具体的にどういうふうにつくっていくのか、工事の計画、これについての認可、それから、さらにどういう形で内容をチェックしていくのかという保安規定の変更の認可といったものを一体で審査をしている中で、今回は一番上の設置の変更の許可、これが出されたということでございます。

ですので、まだこれから具体的な工事の計画であるとか、保安規定の変更内容であるとかという審査が待ってございます。さらに、仮にそれが審査終了として、認可が出た後でも、今度は物が動く前にきちっとした検査をしていく。使用前の検査というものは残っていますと、こういう段階であるということを、まず御理解をいただければというふうに思っております。

これまでの経緯でございますけれども、規制庁ができて1年弱の間に、この新しい規制基準をつくり込んでまいりました。それに基づきまして、3年数カ月かけて内容をチェックしてきたものでございます。昨年11月に審査の結果を取りまとめ、幅広く御意見をいただいた上で、ことしの1月18日に設置変更の部分について許可をさせていただいたというものでございます。

これは、たびたび出てくる絵でございますけれども、まず重大事故の発生の防止対策について御説明をしたいと思います。

一番御関心の高いと思っておりますけれども、地震についてでございます。

まず、この基準地震動、なかなか難しい言葉でございますけれども、これは発電所を設計するために設定をする地震の大きさ、このぐらいの大きさというものを設定した上で、これに対して耐震がどうなのかということを審査するものでございます。これにつきましても、大きく2つの視点で設定をしております。

1つが、それぞれの地理、いわゆる敷地ごとに震源を特定した上で設定をしていくというものが1つ。それからもう一つは、特に震源を特定しないけれども、発生する可能性が否定できない、こういった地震動について定めると、この2つでございます。

1つ目につきましては、その上のほうに書いてございますけれども、ここでいいますと竹場断層であるとか、城山南断層、こういったものを選定した上で、不確かさも考慮した上で、最大、これは地震の単位になりますけれども、540ガルと、こういう大きさを設定したということでございます。

一方で、震源を特定しない地震動でございますけれども、これは2つございます。1つが2000年の鳥取県の西部地震、それから、2004年の北海道の留萌の地震と、こういったものから最大で620ガルという大きさのものを設定し、これは、当初申請をした時点では540ガルだったものを、今回、620ガルまで引き上げた上で設定をされてきたもの、これに基づいて私ども、その設定と、それから、それに耐え得るかどうかということについての審査をしてきたものでございます。

次に、津波でございます。

これも福島事故の大きな教訓でございます。これにつきましても、地震によって発生する津波であるとか、その他、地すべりみたいなもの、地震以外の要因で起こる津波がございます。また、これが組み合わさって発生する津波でございます。こういったものについても、内容を確認させていただいております。

そこがございますように、2つの地震に伴う津波等々、それから、また別の場所での地震に伴う津波、こういったものを選定した上で、内容について確認をし、それ以外についての津波もあわせて確認をしました。その結果として、3m以下という評価はあったんですが、その後の審査の中で、津波の高さを6mという形で設定をし、その上で確認をしました。実際にこの施設は敷地の高さが11mということで、津波の遡上はないだろうと、このように確認をさせていただいたところでございます。

次に、新たに導入した火山の影響でございます。

これにつきましても、敷地から半径160km以内の、阿蘇のカルデラを含む17の火山を抽出をした上で、さらに160kmよりも遠いところの4つのカルデラの火山についても、抽出をした上で確認をしてまいりました。

この結果として、例えば、溶岩流みたいなものが生じ得るような火山の事象というものはこの敷地にまでは影響は及ぼさないだろうという評価をさせていただきました。一方で、火山灰、これにつきましては、最大で10cm程度影響するんじゃないかということについて評価をいたしました。

ただ、ここで一番重要なことは、これは現時点での科学の知見でございます。ですので、今後ともしっかりと火山活動の状況を確認するという意味で、モニタリングといったものを実施し、それに基づいて状況の変化の確認をするということでございます。

今回、火山灰の対策につきましては、10cmという火山灰、これについては、雨が降ったり雪が降ったりして相当重くなります。これについての耐震が大丈夫なのかということ。それから、火山灰自体が機械の中に取り込んでしまっ、機械が故障しないようにフィルターをきちっと設置をすること。それから、もう1つは、腐食性のガスなどについても安全機能が損なわれないようにと、こういったチェックをし、さらに外からの電気の供給がなくても、少なくとも7日間は自力で供給できるような体制、こういったものをご確認したわけでございます。

次に、その他の自然現象でございます。

先ほど申し上げましたように、新しく竜巻であるとか森林火災も入れております。それ以外に、もちろん台風であるとか、さまざまなものの確認をしております。

特に竜巻に関しましては、国内最大92mというものに対して100mの竜巻の影響についても耐えられる設計ということの確認。それから、もう一つは森林の火災でございます。これにつきましても、森林の火災が施設のほうに燃え広がらないように、間に防火帯というものを設けると。これについても35m以上の幅の防火帯を設けると、こういうことをご確認をしております。

それ以外でも、人為の事象として起こり得るような火災に対する対応といったものも、きちっと審査で確認をしてきたわけでございます。

次に、内部の火災でございます。当然のことながら、燃えにくいケーブル等々を使うということは当然のことでございますけれども、それ以外に、必要なものはきちっと火災を感知できるようにするというので、煙を感知したり、熱を感知する、そういったものを設置する。

そして、重要なことは、設備が1台故障しても大丈夫なように、複数設置すると、こういうこともきちっと確認をさせていただきました。

さらに、同じような機能を有するものが同時に失われないようにということで、そこもきちっと分離をさせていただくと、こういった内容の確認もしております。

それからもう一つ、中での水漏れ、いわゆる溢水というものでございますけれども、原子

力の施設はいろんな水が使われております。そういったものが地震とかで水が溢れ出たり、漏れたりしたときに、それが機械にかぶってしまったり、あるいは機械が水に浸ってしまわないように、こういったものの対策もしっかりと確認をさせていただきました。

もう一つ、これも福島の大きな教訓でございます。電源の強化でございます。

外部からの電源が絶たれて、さらに当然、非常用の電源というのも用意しております。これも絶たれたとしても、絵の写真でございますように、例えば、大容量の空冷式の発電機をそれぞれの号炉ごとに各1台用意をする。さらに、それをバックアップするような形で高圧の発電機車、あるいは中容量の発電機車をそれぞれ複数台用意する。さらに、また後ほど出てきます緊急時に作業をすべく用意する緊急時の対策所、こういったものについての供給用の発電機も用意していくと。こういうことで、しっかりと電源の強化も図ることを確認させていただきました。

これまた出てきた絵でございますけれども、それでもなお、事故が起こってしまったときに対する対応として、確実に止める、溶けた燃料を冷やす、さらに格納容器の中に閉じ込めて爆発しないようにしていくと、こういった対策でございます。

まず止めるということ、いわゆる原子炉をきちっと止めなきゃいけない。これは、いわゆる制御棒で止めることになるんですが、これが動かなくなりましたといったときにも、複数の方法で止められるようにさせていただくという機能を御用意させていただくということの確認をさせていただいております。

1つが、上のほうに書いております。若干難しい書き方をしておりますけれども、原子炉の温度を上げることで、逆に出力が下がると、こういった効果を利用する方法で、まず止めるということ。それから、もう一つは、原子炉の出力を下げる効果のあるほう酸を注入できるようにと、こういった形で、確実に止めるすべを複数用意しているということでございます。

もう一つ、冷やすというところでございます。これは原子炉の中の圧力をとにかく逃がすということ。それから、もう一つは、既設で注入をしようと思っている設備が壊れてしまったとしても、そこがございますように、可搬型のディーゼルの注入ポンプであるとか、常設しております電動の注入ポンプ、こういったもので注入ができるように、こういったものを要求し、その確認をさせていただいております。

次に、もう一つ冷やす方法としまして、これは外に熱を逃がしてやるというものでござい

ます。1つは、水蒸気の形で外に逃がす。これは右側に書いてございますけれども、2次系と書いておりますけれども、とにかく水蒸気で外に熱を逃がしてやるという形で熱を取り出す。もう一つは、海水というものを循環させて、海水に熱を取り入れた上で、それを外に逃がしてやる。これも複数用意をすることで、既設の逃がすという機能が滞ったとしても対応できるように用意をしたものでございます。

それから、次に閉じ込めるという対策でございます。

これは、仮に炉心が損傷してしまう、溶けてしまうということがあったとして、下に溶けたもの、燃料が落ちてきたとしても、それを何とか格納容器が破損しないようにするというような対策でございます。これは、よく御質問いただく、いわゆるコアキャッチャーと同じような性能を有するものでございます。そこにごございますように、小さな字で恐縮でございますが、再循環サンプといったものが書いてあるところでございますけれども、まず、こういった状況になったら、上から水をかける、スプレーをかける形で、圧力であるとか、温度を下げると。さらに、その水も利用しながら、溶けた出した燃料を冷やすという効果を右側の下の絵のほうに書いてございますけれども、そういった冷却といった機能を持たせております。

もう一つ、水素爆発、これが起きないように水素を減らすという機能も2つ用意しております。非常に難しい装置でございますけれども、2種類の装置を用意し、水素の濃度を一定以下にしていこうと、こういうような形の機能も持たせているところでございます。

実は、一番大切なのは、これから申し上げますソフトの対策だと思っております。今まで申し上げたものは、全て設備でございます。幾ら設備がきちっとされたとしても、それがきちっと使えなければ意味がないということで、まず、こういったつくり上げる設備に対して、これをきちっと使えるような手順といったものを整備する。当然いろんな形で事故が進んでいくわけでございます。いろんな事故の進み方を考えた上で、それぞれに対応できるような手順といったものをつくり込んでいくといったものをまずきちっとやる。

ただ、手順はできても、それを使える人、使う人がいなければいけないということで、要員というものの確保もしっかりと確認をしました。また、複数の号機で同時に事故が起こったとしても対応できるように、十分な要員の確保、これも確認をし、どういう形で命令をしていくのかといったことも明確化させると。そして、少なくとも7日間自力で対応できるようなことについての確認をし、一方で、6日以内に外部からの支援が受けられるような、こ

ういった体制の整備を求めている。この確認をしています。

もう一つ大事なことは、先ほどいろんな設備があると言いました。それが実際に機能できないといけないということで、複数のアクセスのルートを確認する。多重でいろんなものを動かせるということ。それから、障害物を除けるような機器、こういったものを確認することを確認し、最も重要なことが一番下にございます、訓練でございます。こういったものがきちっと使えるかどうかというのを日ごろからきちっと訓練をする。こういったことについての確認をさせていただいたところでございます。

もう一つ、通常原子炉を動かす原子炉の制御室というもの以外に、緊急の場合にいろんなことが同時に、同じような機能が持てるような緊急時の対策所みたいなものも設置をすることを要求しております。これは、原子炉の制御室が使えなくなったとしても、同じような事故でもって同時に緊急時の対策所が使えなくならないように、一定の距離を離れた上で設置を求めているところでございます。この場合には、数百メートル以上離れたところに設置しております。当然そこで自立的に機能が持てるようにということで、外部からの支援がない形でも1週間程度活動できるような形でいろんな資材を要求しております。

また、実際に福島並みの事故が起こったとしても、この緊急時対策所の中で作業ができるようにということで、被曝の評価というものもきちっとさせていただいた上で、その確認をしていくと。当然、地震にも耐えられるようにということでございます。

さらにでございます。これは三重目まであります。今のような対策をしても、なおどうしても放射性物質の放出があったとしても、それをできるだけ抑える対策というものを求めています。1つが、格納容器が破損をしてしまったところに向けて水をかけることで、水の中に放射性物質を取り込むような形で外への拡散を抑制する。さらに、そういった水が海に流れ出ないように、その拡散の抑制をする。こういう措置を求めている。この確認をさせていただきました。

さらに、先ほども言いましたように、テロのような形で航空機の衝突があったとしても、この影響を受けないように、100m以上離れたところで複数箇所に分けていろんなものを整備する。つまり1カ所に固めると、そこが同時にやられてしまいますので、分けた形でいろんなものを配置をするという形の対応についても確認をさせていただきました。

以上の内容を確認させていただいた上で、この1月18日に、まず設置の変更について許可を出させていただいたということでございます。ただ、最初に申しあげましたように、これ

からこの具体化のための工事計画であるとか、それをきちっと検査するための保安規定であるとかいうことの検査は、これからやっていくことになります。さらに、動かす前には使用前の検査というのもその後に行ってくと、こういう段階であります。

こういう形で許可をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○司会

御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして質疑応答を行いたいと思います。質疑応答1の時間でございます。御質問の内容につきまして、ただいまの説明、新しい規制基準についてと適合性審査結果についてのみの御質問とさせていただきます。原子力災害対策、避難計画、原子力発電所の再稼働などについての御質問は、質疑応答2の時間をお願いしたいと思います。

なお、質疑応答につきましては、できるだけ多くの皆様に御発言をいただくことを大事にしたいということで、時間を公平に、質問は一人様1回につき1問とさせていただきます。ただ、御質問に対し回答が不十分であったり、御質問と回答のニュアンスが違った場合においては、もう一回御質問させていただきます。また、質問、御発言時間は1分以内とさせていただきます。

このように時間経過ごとにお知らせをいたしますので、時間内で御発言をいただきますように、御理解と御協力をお願い申し上げます。

これまで3回の説明会で、質問時間をもっと長くしてほしいという御意見も頂戴しております。しかし、一人でも多くの皆様に御発言をいただくためにということで、何とぞ皆様の御協力を重ねてお願いを申し上げます。

それでは、質疑応答の時間でございますが、御案内のとおり、20分間、7時10分からと設定いたしまして、7時30分までとさせていただきます。

それでは、7時30分まで、御質問のある方は挙手をお願いいたします。スタッフがマイクをお持ちいたしますので、挙手をお願いいたします。どうぞ。それでは、まずはこちらのブロックから参りましょう。そちらの前列の男性の方、そうです、ベージュのジャケットでしょうか、そうです、お願いいたします。

○質問者

済みません、ポンプ車が入って措置をされるということなのですが、そのポンプ車の入られる進入路の幅とかに基準というのはあるのでしょうか。

○司会

ありがとうございます。

○原子力規制庁

お答えいたします。

ポンプ車につきましては、重大事故が発生をしたときに原子炉の中に水を入れたりですとか、再循環ユニットと呼ばれているクーラーの中に冷却水を注入するためにポンプ車が用意をされてございます。そちらのほうにポンプ車が進入してくる経路、アクセスルートについては、実現可能性については確認をしているところでございます。また、そのほかに瓦れき等があった場合については、その瓦れきを撤去するような機材も別途用意をされているということを確認しているところでございます。

○司会

ありがとうございます。今のお客様、よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

それでは続きまして、中央のブロックに参ります。後ろから2列目の男性のお客様、今、はい、まだ手を挙げてくださっています、そちらの方です。

○質問者

よろしく申し上げます。

昨年、フランス当局は、原子炉容器に炭素比率が高過ぎる部品を発見しまして、これはデータ改ざんがされていたということも合わせて報告されていますが、破壊検査を行うために原子炉を停止したという事実があります。これは報道されています。この部品は、日本鑄鍛鋼、それから、日本製鉄所というところが製造した部品であって、日本の多くの原発でも使用されています。玄海原発においては、この2つともこの部品を使われています。部品中の炭素濃度が多いと破壊される可能性が非常に高くなるということです。つまり、放射能が漏れるということです。原発が大好きなフランスでさえ、20基以上の原発を止めてちゃんと検査をしています。今も検査は続いているそうです。ところが、日本はなぜか知らないけれども、問題ないの一言で終わっています。これは何でなのでしょう。

○司会

ありがとうございます。

○原子力規制庁（荒木原子力規制部原子力規制企画課長）

今いただいたのは、恐らく炭素偏析の話だと思います。これは今最後にお話ございましたように、私ども夏ぐらいからでございますけれども、このフランスの話を6月ぐらいに内容を、こういう報道があったことを確認した上で、さまざまな調査をさせていただきました。これは夏ぐらいに全ての原子炉施設について、実際にどこのメーカーのこういったものが使われているかという調査をしてまいりました。それについては、全て情報については公表させていただいておりますけれども、最終的には11月22日だったと思いますが、その規制委員会の中で最終的な評価を出させていただいております。日本の場合とフランスの場合の違いというものをまず簡単に申し上げますと、作り方が相当違ってございます。これは鍛造という方法でつくっておりますけれども、鍛造をつくるに当たっては、形を整えた後にいろいろなものを切っていくんですが、フランスで使われたものというのは、その削除、切り除く部分が相当に少なかったというふうに私どもは確認をしております、私どもはそれを踏まえつつ、日本でこういった作り方をしているのかといったものを確認しました。また、特にフランスで問題になっているということで名前が上がっている日本鑄鍛鋼のものについては、現地にも確認をしました。その結果として、作り方が違うということではなくて、実際に製品をつくる前にも確認をし、数字をいわゆる測定しております。その結果でもって、きちっと基準以下であったこと、鑄造を満たしていたという確認をさせていただいた上で、最終的に規制委員会として日本のものは基本的に大丈夫であるという評価をさせていただきました。そういった形でやっております。また、フランスも一方では今いろいろと調査をしていると聞いてございます。多くの部分には調査で大丈夫だということで再稼働になっているのもあると聞いておりますけれども、そういう形でフランスは動いておりますし、今、日本もフランスも、それから、同じようなものを使っているアメリカともいろいろ情報交換をさせていただきながら、この問題についての情報共有は今させていただいているところでございます。

○司会

ありがとうございます。今のお客様、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

○質問者

なぜバツかという、安心・安全をうたうのであれば、フランス当局がやった検査をなぜ日本もできないんですかということですよ。

○司会

ありがとうございます。

○原子力規制庁（荒木原子力規制部原子力規制企画課長）

これも繰り返しになりますけれども、フランスも全ての（発言する者あり）いいですか、答えは。（「繰り返しなら要らない」と呼ぶ者あり）繰り返しではなくて、フランスと日本の違いであります。フランスも全てのチェックをしているわけではありません。日本についても可能なものについては調査結果があるものは、それをちゃんとお示しをした上で確認をして、つくり方が違うということで、それはきちっと規制委員会として公開の場で評価をさせていただきました。ですから、きちっとそれをもう一度ごらんいただければと思います。

○司会

ありがとうございます。申しわけございません。それでは、続いての質問にさせていただきます。

それでは、こちらのブロックまいります。後ろから3列目の眼鏡をかけた男性のお客様、お願いいたします。

○質問者

どうも御苦労さまです。僕もやっぱり原発、特に今10万人以上、福島の人が戻るところがないということを念頭に、本当に安全なのか。今、先生が言われたいろんな厳しい基準と。しかし、ゼロじゃないんだと、これは。絶対事故がないとは言えんと。はっきり言ってくださいよ。絶対この厳しい基準でやったらないと。そこまで言わんと、みんな僕らもそうやったけど、税金も払うて、カンパをして、極端に言うと、この中でも僕もちょっときょう初めて見たんだけど、ポンプ車云々でも、もしジカクがばれて行かれんかったり、ヒューマンエラーの問題とか、どうするんですか、そんな状況。一応それは規定外と、そういうことでまた逃げるんですか。本当はおたくらは厳しく一応これはしておるんだろうけど、待ってくれ、わかっておる。本当に事故がないように再度チェックすると。一般にも本当にそれでええんか。もし事故があったら、自分では責任とると。そこまで言ってくださいよ。おれは財産を供出すると。そうせんと、福島の人が浮かばれませんよ。しっかり答えてくださいよ。絶対事故がないということを言ってください。

以上です。

○司会

ありがとうございます。

○原子力規制庁（荒木原子力規制部原子力規制企画課長）

最初に申し上げましたように、私どもとしては、福島教訓を踏まえて、相当厳しい基準をつくらせていただきました。ただ、今御質問の中でございましたように、絶対安全ということは申し上げることはできないと思っております。ですから、こういった場合、仮に防止ができなくても、次の段階の措置もやってもらう、それを確認し、さらにそれでも放出があった場合を想定して、それでも措置をする。恐らくこの後の時間になると思えますけれども、それでもなお放出があった場合に備えた計画ということも皆さんの協力のもとに避難計画もつくっているわけでございます。ですから、我々は100%安全だということは申し上げることはできません。ただ、福島教訓を踏まえて、できる限りその可能性を低くするような措置はとらせていただいていると思っております。その上で、しっかりとした審査をしています。

また、今後も新しい情報、新しい知見が入ってくれば、またそれを見直しをして、今動いているものについても適用していくと。こういうつもりで今しっかりと今後もやっていきたいと思っております。福島についてはまだ終わっていないと私ども認識しております。ですから、今まで得られた知見でつくった基準も、また、これから新しい情報でもって、何か必要なことがあれば、しっかりとまたそこも今のものに取り込んでいって、規制に反映したいと、このように思っております。

○司会

ありがとうございます。今のお客様、よろしいでしょうか。

○質問者

それは言葉の詭弁ですよ。おごりじゃないかな。ちょっと今ごろは原発関係でおごりが出ている。もうちょっと謙虚にやってもらわんと、結局泣くのはだれだと。財産があっても財産がパアになるんだから、本当に荒木先生、99.999%、そこまでこの基準はなっていますと言ってくださいよ、言うんだったら。おたくらも大分、一応審査の関係では、多人数の人の意見も聞いてチェックしとるだろうから。とにかく人間、おごりがあったから、福島のああいう事故があった。福島なんか絶対事故はないよ、原発はこうこうこうだ、それが想定外と。結局想定外と言って逃げて、それを受けられた方は、今は本当に10万人が路頭に迷うというような状況でしょう。絶対そういうことはあってはいけないから、それは性根を入れて

やってもらわんと。以上。

○司会

ありがとうございます。

○原子力規制庁（荒木原子力規制部原子力規制企画課長）

とりあえず一言だけ。今おっしゃられたこと、非常に気持ちはよくわかります。ですから、我々は、とにかくこれで安全だというような形を言わない、むしろ、我々は常に安全については向上したいと。これからもそういう気持ちでしっかりやっていきたいと思えます。

○司会

ありがとうございます。

それでは、申しわけございません。続いての質問にまいります。

それでは、今度は、どうぞ挙手をお願いいたします。後方のお客様、今、女性の方でしょうか。済みません、ちょっと見えないんですが、後ろのお客様で、今、手をちょっと回された方、そのまま真っすぐ進んでください。もう一度手を挙げていただいていいですか。後ろから5列目の、その方です。右側の。今の女性の方。済みません、そこにいらっしゃいませんか。今手を挙げられましたよね。済みません、違いますか。

では、もう一度挙手をお願いいたします。御質問のある方のみ挙手をお願いいたします。挙げられましたね、その方です。

○質問者

男性で済みませんけど。

○司会

失礼いたしました。

○質問者

あのですよ、いろいろ対策されていること、そのこと自体は別に否定しませんけど、もともと福島事故が起こって、いろいろその原因を考えた上で対策をとられていると思います。ですが、福島一件に関して、まだ収束していないと思うんです。現場に入って細かく原因等々を調べられているはずはなくて、人、入れませんから。ですから、まだそういった原因究明ということについては不完全だと僕は思っています。したがって、そこで今までわかったことについていろいろ対策されているのは、それはそれでいいと思いますけど、多分まだ全然足りないんじゃないかと思っています。したがって、何かそういったことが全部わかっ

た上で、改めて再稼働ということについて、テーブルの上に議題をのせてもいいんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○司会

ありがとうございます。

○原子力規制庁（荒木原子力規制部原子力規制企画課長）

御指摘のとおり、今の福島事故についてはまだ詳細まではわかっていないと思います。ただ一方で、ちょっと画面にも出させていただきましたように、さまざまなことについてはいろんな事故調査委員会の中でわかっているものはある程度わかった上で、私ども規制委員会ができた後、この基準をつくっております。ですから、今の時点で国際的な基準を含めて相当厳しい基準だというふうに思っております。これについて、この基準をクリアしている、適合しているものについて許可なりを出させていただいたということでございます。

もちろんこれからも福島のいろんなものがわかってくれば、当然、新しいこれはリスクだということが出てくるかもしれません。そうなれば、またこれは既設のものも含めて、それをまた規制基準に反映するというのを検討することになると思います。そういう形で今後も我々は安全の向上のために、必要があれば新しい規制を導入していくと、こういうことについては続けていきたいというふうに思います。

○司会

ありがとうございます。今のお客様。

○質問者

おっしゃりたいことはわかります。だから、要するにあなた方は規制庁であって、安全を保障するところではないということですね。わかりました。ありがとうございます。

○司会

貴重な御意見ありがとうございます。

それでは、続いての質問に参ります。中央の段に行きましょう。帽子をかぶった女性のお客様、お願いいたします。それから、先ほどのお客様、見えにくかったとはいえ、性別の誤り、本当に申しわけございませんでした。失礼いたしました。

それでは、お願いいたします。

○質問者

スギノです。水蒸気爆発のこととか、24ページですけど、コアキャッチャーの話とかあり

ましたけど、きのうからメルトダウンしたときに水で冷やすという、それとコアキャッチャーが一緒だというふうな説明をされていますけど、コアキャッチャーは水蒸気爆発を防ぐためにヨーロッパではお金をかけてやっているわけですよね。そういう違いをちゃんと規制庁が言っていたかないと、すごく問題だと思うんです。ですから、コアキャッチャーと、そういうふうに水をためるといふことの違いは、水蒸気爆発を防ぐためにコアキャッチャーが必要なのであって、おまけに28ページで、放水砲で格納容器にひびが入ったときに放射能を打ち落とすという話がありますが、それだったら、まずフィルター付きのベント設備をつくるということが大事じゃないかと思うんです。どうしてフィルター付きのベント設備を最初から要求されないんですかね。

おまけに、放射能が出るのは、玄海の3、4号機は建屋がありませんから、建屋をつくって放射能を止めるぐらいのことは必要だと思うんです。格納容器にひびが入るといふことは地下もやられるということですから、地下水が流入して汚染水が発生する。そうすると、玄界灘を汚すことになっていきますから、遮水壁なんかも絶対必要だと思うんです。その上に、放水砲はすごく小さいですけど、放射能がいっぱい出ているときにあんな放水砲で放射能を打ち落とせますかね。福島のとくに、キリンという物すごい特別仕様車を用意して福島では水を入れたわけでしょう。ああいうキリンのような特殊な車両を運転する人が被曝しないような、そういう装置もつけて準備をすとかといふことが必要じゃないでしょうか。本当に安全を大事にすると考えられるなら、今言ったようなコアキャッチャーとか、フィルターのベントとか、建屋とか、それから、特殊なキリンのような設備とか、そういうものをちゃんとしてくれと九電に言った上で審査に合格したというふうに言っていたきたいんですけど。佐賀県民の命を大切にしていきたいと思います。

○司会

ありがとうございます。お答えいただけますか。

○原子力規制庁

幾つか御質問をいただいたと思っております。1つずつ御回答させていただきたいと思っております。

まず、水蒸気爆発に関する御質問があったと思っております。こちらの図にありますとおり、熔融した炉心が水中に落下するということで水蒸気爆発をするのではないかという、そういった御懸念の質問かと思っております。

水蒸気爆発に関しましては、国内外でさまざまな実験が行われております。そのさまざまな実験における知見と、あと実際の原子炉の形状や状況、こういったものをさまざま鑑みたくて、実際の原子炉においては水蒸気爆発が起こる可能性は極めて低いと我々は判断をしているというのがまず1点でございます。

もう一つ目、放水砲について効果があるのかという御質問があったかと思っております。

今回の新規制基準では、まず、万が一重大事故が発生をした場合でも、「止める」「冷やす」「閉じ込める」、こういった対策がきちんととられている有効性については、確認をしているところでございます。それでも、なお福島第一事故のような放出に至るという可能性は極めて低いことが確認されているわけですけれども、それで満足をするわけではなくて、放射性物質が放出する、そういうような事態もちゃんと考えた上で対策を講じるようにということで、我々は規制をしているわけでございます。それに対して放水砲ということで、格納容器全体に水をかけることで放射性物質の放出をより抑制する対策がとられているということでございまして、まず、その重大事故を防ぐ対策がとられて、それでもなおかつ出たことを考えた上で、こういった対策がとられているということが2点目でございます。

3点目については、フィルタベントに関しての御質問があったかと思っております。

現在、大規模な自然災害やテロ、そういった対策に対してはさまざまな可搬型の設備を複数用意しているということを、先ほど説明をさせていただきました。それを1カ所に置いておくわけではなくて、複数置いておくことで同時に全てがやられないような対策がさまざまとられてございます。これによって、大規模やテロリストへの対策というのがとられていることを確認しております。

御質問のあったフィルタベントにつきましては、さらなる対策ということで、規制要求をしているところでございます。今後、この今設置変更許可をしたわけでございますけれども、その後、詳細設計、要は工事計画ということで耐震の細かいところまでチェックをいたします。その工事計画が認可されて以降、5年後に実現をすることを求めてございます。今後、それについては設置変更許可の申請がなされて、我々はその適合性について改めて確認をするということになると思っております。

○司会

以上でよろしいですか。ありがとうございます。今の女性のお客様。

○質問者

遮水壁の御回答がありませんでした。ただ、水蒸気爆発はする場合もあればしない場合もあるというだけのことで、想定外じゃないです。想定内になりますよ。IAEAの安全指針の中にも水蒸気爆発をする可能性があると書いてあるじゃないですか。だから、想定内の事故なんですよ。そういうときに、だからフランスとかヨーロッパではお金をかけてコアキャッチャーをつくっているわけでしょう。放水砲が何メートル飛ぶんですか。40m以上、格納容器ありますよ。建屋の必要性とかも全然説明されていないし、遮水壁の話とか、そこら辺はどうなっているんですか。大体ですよ、いろんなことをやったから、それで十分なんだじゃなくて、ヨーロッパでやっていることぐらいは玄海でもやってくださいよ。みんな心配なんですよ。こんなにたくさん皆さん見えているのは、心配だから見えているんであって、十分にヨーロッパに負けんぐらいにやっていますと言っていたかないと、私たちは信じられないし、とても再稼働がオーケーだとは言えないと思います。

○司会

ありがとうございます。

○原子力規制庁

ありがとうございます。お答えいたします。

まず、汚染水の対策でございますけれども、福島第一原発においては、御承知のとおり、汚染水が発生をしているという状況でございますけれども、そもそもこのような汚染水を発生させないということが重要だというふうに我々は考えてございます。新規制基準においては、万一重大事故が発生した場合の対策として、万一炉心が損傷した場合でも放射性物質が格納容器から流出しない対策を要求しているという、そういうものでございます。

また、水蒸気爆発に関してでございますけれども、実験データで一部水蒸気爆発が起きているというものが確認されていることは事実でございます。ただ、その実験のデータの中身を詳しく我々としても解析、評価、検討してございます。それによっても外部、外乱といいますか、衝撃を与えてわざと水蒸気爆発を起こしやすくしている実験でございますので、そういった実験では、この下の環境の中にそういう衝撃があるようなものはございませんので、水蒸気爆発が起きる可能性は極めて低いと判断をしているというものでございます。

あと、放水砲の能力に関しましては、きちんと格納容器のトップまで届く放水能力を持っているということは性能評価で確認をしているところでございます。

○司会

ありがとうございます。申しわけございません。それでは続いての質問に移らせていただきます。

それでは、左側の後ろの段の右から2番目の白髪の男性の方でよろしいでしょうか。はい、済みません。

○質問者

先ほども安全性の問題で質問がありました。この問題につきましては、今も説明にありましたけれども、田中規制委員長も絶対安全とはおっしゃいません。私は、そういうものを動かすという、その理由がちょっとわからないところであります。原発は、時間的にも空間的にも異質の危険があると言われております。放射性物質が外に放出された場合、それを取り押さえる、無害化するという技術を持っておりません。そのことは、福島事故を見れば明らかであります。時間的にということであれば、これは数万年単位で管理しなければならないと。空間的にということでも、福島第一原発の元所長でありました吉田所長は、東日本壊滅を覚悟したと、最後は神の助けを祈ったと、こう証言されております。

そして、電気は今足りていると思うんですね。一時節電の協力要請というのはあっていましたが、今はそれでもありません。それから、コストも安いと言いますが、事故があつて果たしてコストが安いというふうに言えるのか。それから、地球温暖化対策についても、他の方法を、いろいろ太陽光とかありますけど、そういう方法を進めるべきで、原発再稼働の理由とはならないと私は思います。ですから、私は原発再稼働の本当の理由が何なのか、そこを聞きたいというふうに思います。どうでしょうか。

○司会

ありがとうございます。再稼働の必要性につきましては、この後、資源エネルギー庁のほうから御説明をさせていただきたいと思っております。何かございますか。

○原子力規制庁（荒木原子力規制部原子力規制企画課長）

今、お話しありましたように、恐らくこの後のところで再稼働そのものについてはもう一度御質問いただいたほうが良いと思います。それ以外の部分について、私どもが言えることは、とにかく最初に話ございましたように、できるだけ、先ほどの女性の御質問にもお答えをしますけれども、私どもとしては国際的にも厳しい基準、コアキャッチャーというもの自体も別にヨーロッパは求めていませんし、もちろんつけているところもございますが、それと同じ性能を有するようなものを求めて、先ほどの格納容器についても、できるだけそれは

閉じ込めるという機能を求めるということはしっかりやらせていただいています。その意味では、ヨーロッパ並みのことを求めているということではあります。

ただ、もちろん最初に言われたように、私ども、委員長も含めて、常にこの基準というのは新しい知見が入ってくれば、必要なものはまた新たに規制に反映し要求していくと、こういうことは引き続きやりたいと思っています。

だから、最後の御質問のほうは、私どものほうでお答えすべきものだと思っておりますので、また次のときに御質問いただければと思います。

○司会

ありがとうございます。今のお客様、よろしいでしょうか。ありがとうございます。30分で時間を限らせていただいておりますが、手がかなり挙がっておりますので、最後の質問とさせていただきます。申しわけございません。

それでは、眼鏡の男性のお客様お願いいたします。

○質問者

17ページに航空機の落下による火災ということで書いてありますけれども、航空機自体が世界貿易センターなんか突っ込んでいったわけですよね。あのときのスピードとポテンシャルと衝撃、それと燃料、そういったものがあると思いますけれども、飛行機自体の種類と衝撃力ですね、どういうものを想定して対策を練ってあるかと。まともに横から当たった場合はもう破滅すると思っていますけど、どうですかね。

○司会

ありがとうございます。（発言する者あり）お待ちくださいませ。申しわけございません。お一人様1問、まずはお答えをいただきます。申しわけございません。

○原子力規制庁

お答えいたします。

大型の航空機による衝突のテロへの対策という御質問だったと思っております。

これにつきましては、例えばどういう航空機を想定しているかとか、こういった角度で入ってくるかとか、それに対してどういう対応をとるのかといった面につきましては、申しわけございません、セキュリティーの関係等もございますので、その詳細については御説明ができないことは御容赦いただければと思っております。

ただ、そういった、例えば大型航空機が衝突をすることによって、航空機の燃料が火災を

起こすわけでございます。それについては、単なる水では対応ができませんので、泡による消火というものがきちんとできるように、そういった設備が準備されているということで確認をしております。また、それも1つではなくて複数用意をして分散配置をしているということ。また、原子炉の中の水を入れる注入口があるんですけども、そういった注入口についても1つではなくて、1つ置いたら、その反対側に注入口を置いて、同時にその機能が喪失しないような対策をとっているということでございます。また、手順についても、そういった想定外が起きてもきちんと手順として整備がなされているということをソフト面でも確認をしているというところでございます。

ちょっと繰り返しになりますが、詳細にどういった航空機がどういうふうに衝突をして、どういう対策をとるのかにつきましては、セキュリティーの関係から御説明は省略というか、できないことは御容赦いただければと思っております。

○司会

ありがとうございます。今のお客様。

○質問者

セキュリティーの問題については、どこに尋ねたらよろしいんでしょう。

○原子力規制庁（荒木原子力規制部原子力規制企画課長）

セキュリティーに関しては、どこに尋ねていただいても、今申し上げたように、詳細についてはお答えはできないという回答になると思います。

○司会

ありがとうございます。関連ということですので、ちょっと特別に、ではお客様、どうぞ。マイクをお使いくださいます。

○質問者

今月12日に北朝鮮がミサイルを発射しました。日本には50基の原発があります。九州には玄海と、それから鹿児島にあります。その2つのところをもし北朝鮮がミサイル攻撃をしたら、九州には住まれません。どうしますか。

○司会

ありがとうございます。

○原子力規制庁（荒木原子力規制部原子力規制企画課長）

これも多分繰り返しになってしまいますけれども、航空機の意図的な衝突、これに対して

は今申し上げたような形でさまざまな対策をとっております。ただ一方で、例えば、攻撃を受ける、いわゆる戦争に近いような状態についてまではこの中では想定はしておりません。これは、また別の形で日本政府として対応せざるを得ないと思っています。ですので、今の御質問にはなかなか正面にお答えできることはございませんけれども、それはまた別の形で対策をとらざるを得ないというものだというふうに私どもは整理をさせていただいて、理解をさせていただいております。

○司会

ありがとうございました。申しわけございません。皆様貴重な御意見、そして御質問ありがとうございました。

なお、この後、原子力規制庁の方々には業務の都合上、会場を後にされます。ありがとうございました。

本当に申しわけございません。なお、この時間で御発言ができなかった方は、御意見用紙御準備させていただいておりますので、そちらに御記入いただき、エントランスホールの回収箱に投入をいただきたいと思います。

なお、本日、御意見用紙を回収箱へ投入することが難しい場合は、御意見用紙、裏面に記載しております県内各地に設置しています県政提案箱に御投函をいただくことも可能でございます。また、いただきました御意見は、県のホームページに掲載をさせていただきます。あわせて、国の考え方を示す資料も一緒にごらんいただけるようにしますので、どうぞ御参照くださいませ。

それでは続きまして、我が国のエネルギー政策につきまして、資源エネルギー庁、覚道崇文原子力立地・核燃料サイクル産業課長から御説明をしていただきます。お願いいたします。

○資源エネルギー庁（覚道原子力立地・核燃料サイクル産業課長）

皆さんこんばんは。ただいま御紹介をいただきました資源エネルギー庁の原子力立地・核燃料サイクル産業課長をしております覚道と申します。本日は、この説明会の場におきまして、私どものエネルギー政策、また原子力政策について御説明をさせていただく機会をいただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、座って御説明をさせていただきます。

お手元に配付をさせていただいております資料につきましては、エネルギー政策というのは必ずしも原子力だけではなくて、再生可能エネルギーですとか資源の安定供給確保といっ

た非常に多岐にわたるものでございます。できるだけ広い情報を御提供させていただくという観点で、全般について整理をした大部な資料を御用意させていただいております。本日の御説明は、その中から玄海原発にかかわる部分を中心に御説明をさせていただきたいと思っております。

お時間は20分ということでございますので、できるだけその中でわかりやすく御説明をしたいと思います。

目次でございます。全体、ここに書かれておりますのが私どものエネルギー政策の全体像というふうに御理解をいただければと思います。新しい規制基準というのは福島事故、ほぼ6年前になりますけれども、それを踏まえたものということで、福島からの復興・再生、また廃炉汚染水対策というのは私どもの政策の一番重要なところということで最初に据えさせていただいているところでございます。

本日の御説明のところは、特に玄海原発にかかわるところということで、2ポツ、東日本大震災以降のエネルギー事情、3ポツ、エネルギーミックスについて、それから7ポツの原子力について、以下のところについて御説明をさせていただきます。

それでは、ページをずっと飛んでいただきまして、15ページのところから始めさせていただきますと思います。

私どものエネルギー政策の大きな枠組みを示したものでございます。エネルギー政策につきましては、まずエネルギー政策基本法という法律に基づきまして、私どもエネルギー政策を進めていく大きな方向性になるエネルギー基本計画というものを策定し、閣議決定をすることになってございます。平成26年の4月に第四次のエネルギー基本計画というのを策定いたしました。ほぼ3年前になります。この第四次のエネルギー基本計画というのが、福島事故以降初めて策定をしたエネルギー基本計画ということになります。まさに福島事故を踏まえたその後、再構築をしたエネルギー政策の方向性というものを取りまとめたものでございます。平成27年の7月、この基本計画から1年余り後に、この基本計画の考え方を踏まえて、2030年度にエネルギーの需要がどの程度見込まれ、それをどういうエネルギー源で賄っていくべきかという長期エネルギー需給見通し、エネルギーミックスと呼んでおりますけれども、それを策定いたしております。

1枚おめくりをいただきまして、エネルギー基本計画の基本的な考え方でございます。

最初と2番目のところが特にポイントだと考えておりまして、安全性を大前提として、エ

エネルギーの安定供給、それから経済効率性の向上、それから環境への適合と、これを同時に達成をしていくというのが重要だということでございます。

それで、この2つ目のところですがけれども、エネルギー源、それぞれ石油、石炭にしても、原子力、再生可能エネルギーにしても、それだけで日本のエネルギーを賄っていけるというものではございません。それぞれについて長所と短所があるということでございます。長所を最大限に生かしつつ、短所をお互いに補い合うような、そういう最適なエネルギーの供給の組み合わせというのをつくっていったって、それを実現していくということが重要だという考え方でございます。

17ページのところでございますけれども、これは日本のエネルギー供給の推移を整理したものですけれども、石油ショック以降、石油代替エネルギーということで天然ガス、あるいは原子力、再生可能エネルギーについても導入の促進を図ってきております。ただ、福島事故以降は、原子力は2014年度実績ではゼロということで、自給率も大きく下がったという実情がございます。

次のページは、特に電力の部分ですがけれども、これも同様に、原子力のところを火力で代替をしているというのが大きな構造でございます。

この結果、次の19ページのところですが、日本のエネルギーの自給率というのは非常に下がっておりまして、先進国の中でも下から2番目という、ある意味、非常に脆弱な状況になっているということでございます。

20ページ、これは化石燃料を海外に依存をしているという状況を整理したものです。特に石油については、中東への依存度が非常に高いということで、こうしたエネルギーの安定供給という面からは、その化石燃料ばかりに頼ることはできないという実情がございます。

21ページのところは、電力のコストの状況でございます。全体の平均でありますけれども、原子力発電所が止まって、その分を火力で代替をしていること。また、その再生可能エネルギーの導入のために賦課金を課しているという状況もありまして、電力のコストというのは震災前に比べて、一般家庭で20%、産業向けで30%ぐらい上昇をしたという状況でございます。

続きまして、22ページのところは温室効果ガスの排出量、いわゆるCO₂の排出量ということで、これも原子力が停止しているものを火力発電で代替をしたということで、CO₂の発生量が大きく増加をしたという状況があるということでございます。

続きまして、3ポツの先ほど申しましたエネルギーミックス、2030年度に向けたエネルギーの需給見通しということでございます。

この24ページのところは、今申し上げました日本のエネルギーの現状をもう一度整理をしたものですけれども、海外からの化石燃料への依存度が増加をしている状況にあるということ。それから火力の焚き増し等によって、その燃料費が増加をしている状況。また、CO₂の発生量が増加をしているという大きな状況が出てきているという現状であります。

こうしたところを改善していくために、安全性を大前提として自給率を回復させていって、さらに上げていくということ。それから、コストを引き下げていくと。また、そのCO₂の発生量、温室効果ガスの発生量を抑えて欧米に遜色のないCO₂の削減に取り組んでいくと、こうした目標を掲げて、2030年度に向けたエネルギー需給の見通しというのをつくりました。

26ページのところは、エネルギー全体で見たものであります。この右側の棒が全体で見た場合の各エネルギー源の比率ということで、原子力が11から10%程度となつてございます。

次の27ページのところですけれども、電力で見た場合であります。2013年度から経済成長を図りつつ、省エネを最大限進めまして、総発電量というのは2013年度と同レベルに抑えつつ、全体の発電の構造というのを一番右の棒グラフですけれども、こういうことでやっぺいこうというのが目標でありまして、再生可能エネルギーは最大限導入をしていくということで、22から24%、原子力については22から20%、残りが火力発電ということになります。非化石のエネルギーで44%を賄っていくという大きな方向性でございます。

これによりまして、温室効果ガスの排出量というのを2030年で2013年に比べてマイナス26%というのが日本の目標でありまして、これは国際約束にもなっているというところでございます。

ちょっと時間の関係で次、スライド5枚進めさせていただきます。

7ポツの原子力というところに進めさせていただきます。

ページで言いますと54ページになります。お手元の資料ですと大分後ろに飛んでしまいます。申しわけございません。

先ほど申しましたエネルギー基本計画における原子力の位置づけということですが、上のポツのところに書いてある下の2行のところがポイントでありまして、安全性の確保を大前提に、そのエネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源というのが原子力の位置づけであります。

コスト、CO₂の発生量という面ではメリットがある。他方、その安全性についてはしっかりと確保していかないといけないと、そういう位置づけにあるということでございます。

その次のページで、特に原子力発電所の再稼働について、そのエネルギー基本計画では一番上のマルのところですが、いかなる事情よりも安全性を全てに優先させるということ。そして、原子力規制委員会により世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた場合には、その判断を尊重して原子力発電所の再稼働を進めると、これがエネルギー基本計画に定められました私どもの再稼働に向けた方針ということになります。

次の56ページでございますけれども、これが今の日本におけます原子力発電所の現状ということでございます。

現在、九州電力の川内原子力発電所の1号機、2号機、それから四国電力の伊方原発の3号機と、この3つが稼働をしている状況でございます。川内原発の2号機については今定期検査中ということでございます。

57ページは、新規規制基準の状況でございますので、これは先ほどの御説明と重なりますので割愛をさせていただきます。

58ページ、これは電力会社がどういう対応をとっているのかということで、ここも九州電力のほうから後ほど御説明があらうかと思えます。

59ページ、これも新規規制基準でどのような福島教訓を踏まえたものかということで整理したものでございます。先ほどの規制庁の御説明と重なるところかと存じます。

60ページのところ、これは新規規制基準に適合するというだけではなくて、事業者が独自により安全性を高める努力をしていくという、そういう取り組みの必要性について整理したものです。規制をクリアすればそれで十分ということではなくて、事業者にはさらに自主的に安全対策、防災対策の高みを目指していくということが求められるということでございます。こうした安全性の向上というのを具体的に進めるために、事業者同士でそうしたお互いの評価をし合ったりということですか、そういう連携した取り組みを具体的に進めているということでございます。

これがその具体例でございますけれども、実際の訓練を共同でやったりとか、あるいはいろんな資機材をともに共有をするといったことですか、各社連携してさらなる取り組みを進めているという状況でございます。

63ページのところは海外の状況ですが、一言ですが、脱原発に転じた国もあ

うる一方で、引き続き原子力を積極的に導入をしていこうという国もあるということで、温暖化対策等の観点からむしろ重要性は広くさらに認識をされているという状況だと考えております。

そして、次の核燃料サイクルの関係ですけれども、ページを進んでいただきまして65ページですけれども、今各原子力発電所にあります使用済み燃料の状況ということであります。全体の容量に対して貯蔵量ということで見ますと、まだ一定程度の余裕はあるわけですけれども、個別に発電所ごとに見ると非常に逼迫している状況も出てきているということでございます。

使用済み燃料対策をしっかり進めていくためには、まずは青森県で今建設中の六ヶ所の再処理工場、これはその審査の最終段階で、かつ竣工時期も2018年度の上期ということで進めておりまして、最終段階に来ていると言ってもいいと思いますけれども、それがしっかりと竣工していくということが重要であります。それぞれそれまでの間、各原発における管理容量をふやしたりですとか、あるいはここに書かれているような乾式貯蔵施設の導入を進めていくという対策も重要だというふうに考えておりまして、これはその事業者と国が連携をして進めているところでございます。

67ページですが、核燃料サイクル全体について申しますと、原子力発電所から出た使用済み燃料を再処理して、そこからウランですとかプルトニウムを抽出して、また再利用していくと、MOX燃料という形で再利用していくプルサーマルという、左側に書いてある軽水炉サイクルというのが当面の核燃料サイクルの姿であります。

より将来的には高速炉サイクル。今般、「もんじゅ」については廃炉の方向性が決まったわけですけれども、より「もんじゅ」の経験も踏まえて、将来的にその高速炉サイクルというのも目指していくという方向でございます。

68ページのところは、その核燃料サイクルのメリットということです。使用済み燃料をそのまま処理をするよりは、軽水炉サイクルであっても高速炉サイクルであっても核燃料サイクルを進めることで高レベル放射性廃棄物の体積を小さくすることが可能になるということですとか、また、有害度の低下を図ることができるということでもあります。もちろん、その資源の有効利用というのもメリットもあるということで、こうしたことから核燃料サイクルを進めていくという方向性でございます。

エネルギー基本計画において、こうした方向性というのが明記をされているということで

あります。

70ページのところは、青森県の核燃料サイクル関係の施設の状況でございます。一部の施設についてはもう稼働をしているということで、一番中心の再処理工場は先ほど申しましたように、2018年度の上期に竣工予定ということでございます。

先ほど「もんじゅ」については廃炉の方向性が決まったと申しましたけれども、その次の段階の実証炉というのについて今後計画を立てて、高速炉開発をしっかりと進めていく方針でございます。

72ページのところは各国の取り組みということで、ロシア、中国、インドといったような国では、さらに高速炉開発が日本よりも進んでいる状況にあるということでございます。

73ページのところは、先ほど申しました「もんじゅ」の廃止の方向性とあわせて、今後の高速炉開発をしっかりと進めていくという方向性が昨年の12月に確認をされているところでございます。

続いて、74ページ以降は高レベル放射性廃棄物の最終処分ということでございます。

先ほど申しましたように、使用済み燃料が出るわけですが、それを再処理して、一番最後に残る高レベル放射性廃棄物はガラス固化体として地層処分をするというのが現在の方針になっております。

これまで自治体側からの応募というのを前提としておりましたけれども、しっかりと処分地を決めていくというプロセスを進めるということで、国が複数、科学的な有望地というのをまず提示をして、対話を進めながら国のほうから申し入れるというプロセスも新たに追加をしたということでございます。

諸外国では、フィンランドは実際に場所も決まって建設を開始しているところであります。スウェーデンについても場所が決まったということであります。

先ほど申しました科学的有望地については、地球科学的、技術的観点からいろんな条件を設定して、その処分地を決めるに当たって適性が低いと考えられる地域ですとか、適性があると考えられる地域を整理していくということです。ただし、これはあくまでそういうマップを整理するというものであって、その処分地を実際にどこにするかということとはある意味違っているということでございます。

この78ページのところは、そうしたことを整理したものであります。

それで、最後に玄海原子力発電所の再稼働についてということでございます。

80ページのところですが、先ほど冒頭、副島副知事のほうからもお話がございましたけれども、1月18日に規制委員会のほうから新規制基準に玄海原発の3号炉、4号炉が新規制基準に適合するという結果が出たということでありまして、それを踏まえて、1月20日に私どもの資源エネルギー庁長官の日下部が佐賀県の山口知事を訪問させていただきました、ここに書かれております世耕大臣から山口知事宛ての文書をお渡しして、方針を御説明させていただきました。

最初のほうに申し上げましたように、国の再稼働の方針というのは、安全性を最優先して原子力規制委員会が新規制基準に適合すると認めた原発のみ地元の理解を得ながら再稼働を進めるという方針でございます。

今のエネルギーを巡る状況を考えますと、やはり原子力発電所というものの再稼働は必要だという認識でございます。

他方で、その原子力に対する、81ページのところですが、社会的な信頼性を拡幅していくというのはまだ途上ということでございます。

したがって、先ほど申しましたような新規制基準に適合すれば十分ということではなくて、事業者がさらに自主的な取り組みなども進めて、より高い安全性を目指していくということを促していくということですし、避難計画についてもさらに充実をさせていくと。こうしたことで原子力についての信頼の回復というのにも努めてまいる所存であります。

一番最後の82ページのところは、こうしたことを前提として、私ども再稼働を進めていくという方針を御説明させていただいたということでございます。

大変駆け足になりましたけれども、ぜひ私のほうからお伝えをしたいのは、いろんなエネルギー源がある中で、それぞれ長所、短所があって、原子力についても、その安全性についていろんな不安があるというところはあるかもしれませんが、いろんなメリットもあるということです。ほかのエネルギーについても同様で、これをいかに一番いい形で組み合わせていくのかというのがエネルギー政策の基本でありまして、私ども必ずしも原子力ばかり進めているわけではなくて、再生可能エネルギーももちろん積極的に進めておりますし、資源の安定供給確保というのも相当力を入れてやっていると。それぞれ力を入れてやっているわけですが、その中で原子力についてもやはり進めていかないといけないというのが私どもの考え方だということでございます。

大変駆け足になりましたけれども、私からの御説明は以上とさせていただきます。大変御

清聴ありがとうございました。

○司会

御説明ありがとうございました。

それでは、舞台の転換をさせていただきます。

続きまして、内閣府、田中邦典参事官から原子力防災の取り組みと国の支援体制について御説明をいただきます。よろしくお願いいたします。

○内閣府（田中参事官）

皆さんこんばんは。内閣府原子力防災の田中と申します。本日はこのような御説明の機会をいただきまして、ありがとうございます。

限られた時間でございますので、早速始めさせていただきたいと思っております。恐縮ではございますが、着座にて進めさせていただきます。

私どものほうから、原子力防災の取り組み、国の支援体制、また、玄海地域の緊急時対応のポイントを御説明させていただきたいと思っております。

本日の説明、大きくこの4つの項目で進めさせていただきたいと思っております。

まず、内閣府（原子力防災）、私どもの組織についてでございます。

私どもの組織は、地域の原子力防災体制の充実に係る業務などを強化するため、平成26年10月に発足した組織でございます。

現在、山本公一大臣のもと、約60名で職務に当たっております。

こういった業務をやっているかでございますが、大きく3つの柱で取り組んでおります。

まず1つ目は、地域防災計画の充実に向けた取り組みです。

全国の原子力発電所が所在する地域ごとに、この玄海地域もそうですが、国の関係省庁や地元関係自治体等が参加する地域原子力防災協議会を設置し、国と自治体が一体となって地域防災計画、避難計画の充実に取り組んでおります。

2つ目が、関係道府県への財政支援です。

自治体が整備をします防災関係資機材ですとか、あるいは住民広報の活動などに対して予算措置をしております。また、放射線防護対策施設の整備等にも支援を行っております。国が100%資金を負担する形で支援をしております。

3つ目でございます。訓練や研修の実施です。

避難計画は、つくったら終わりではなく、その計画を訓練で検証し、そして、教訓事項を

抽出し、そしてさらに改善をし、充実を図っていくと、こういった取り組みを継続的に行っていくことが重要です。こういった点から、法律に基づく国の総合防災訓練を実施しております。また、道府県が行う原子力防災訓練への支援、また、自治体職員や災害時に協力いただく民間事業者の方々に対する研修なども行っております。

では、原子力防災に係る地域の計画策定に関する国の支援、関与の枠組みでございます。

左上でございますが、中央防災会議で防災基本計画を、また、原子力規制委員会で原子力災害対策指針をそれぞれ策定しております。これらを踏まえて、県、市町村が地域防災計画、避難計画を策定いたします。そういった取り組みに対して、内閣府が当初の段階からきめ細かく関与し、支援をしております。

そして、こちらの緑色のところでございます。先ほど御説明いたしました地域原子力防災協議会において各自治体の避難計画を含む当該地域の緊急時対応を取りまとめ、原子力災害対策指針に照らして、具体的かつ合理的であることを確認いたします。

そして、一番右でございます。総理を議長とし、関係閣僚等で構成をしておる原子力防災会議に緊急時対応を報告し、国として了承しております。この場において、総理からも万が一の場合には責任を持って対処する旨の発言がなされております。

それでは、2つ目の災害時における体制について御説明させていただきます。

万が一、原子力災害が発生し、全面緊急事態となった場合、総理大臣を本部長とする原子力災害対策本部を立ち上げます。また、この玄海地域につきましては、唐津市にございますオフサイトセンターに内閣府副大臣を本部長とする原子力災害現地対策本部を設置いたします。このオフサイトセンターを拠点に、国、関係県、関係市町、また、警察、自衛隊等の実動組織が一体となって集まりまして、情報を共有し、避難等の応急対策に当たってまいります。また、大気環境中の放射性物質の状況を把握するための緊急時モニタリングセンターも設置いたします。

災害時において、国や自治体、オフサイトセンター等の間の連絡体制の確保は重要でございます。テレビ会議システムを含む専用回線、あるいは一般回線が使えない場合にも使える衛星回線等、通信手段の多様化を図っております。

住民の方々に対する情報伝達も極めて重要でございます。関係市町が中心になりますが、防災行政無線、ケーブルテレビ、緊急速報メール等、さまざまな手段により情報伝達を行ってまいります。

地域レベルで対応が困難なような事態が生じた場合には、地元からの要請を受け、政府を挙げ、全国規模で警察、消防、海上保安庁、自衛隊という実動組織による支援を実施してまいります。

こちらがそういった実動組織の活動例でございます。訓練にも参加しながら、こういった対応をしていけるか、していくかということを確認してきております。

それでは3つ目、地域防災計画の充実に向けた取り組みです。

先ほども御説明しましたが、地域防災計画の充実に向け、地域原子力防災協議会を設置し、その充実化を支援してございます。

この玄海地域につきましても、その協議会のもとで、実務担当者が集まる作業部会で計14回検討を重ねた上で、昨年11月に政府、関係省庁、佐賀県、長崎県、福岡県、また、30km圏内の8市町等が参加をした玄海地域原子力防災協議会でこの緊急時対応というのを確認し、そして、昨年12月に総理が議長を務める原子力防災会議で報告し、了承をされております。

こういった原子力防災対策を進めるに当たっての基本的な考え方、これは原子力規制委員会が福島事故の教訓を踏まえ、また、国際的な機関でございますIAEAの基準に即して策定しております原子力災害対策指針を踏まえて取り組んでまいります。そういった指針のもとで示されております。

まず、災害対策を重点的に取り組む区域として、発電所からの半径5km圏内をPAZと言っておりますが、こちらは放射性物質が放出される前の段階から予防的に避難を行う区域として設定をすることとしております。

また、その外側、半径5kmから30km圏内、こちらは放射性物質が放出される前の段階から屋内退避を行う、こういった予防的な防護措置を含め、さらなる事態の状況に応じて必要な一時移転等を行っていく区域、UPZと呼んでございます。こういった地域を設定することとしております。

じゃ、その指針が定める緊急時の対応でございます防護措置ということで、例えば、上のほう、オレンジのところ、5km圏のところでは、右のほうにございます全面緊急事態というような場合には、住民の方々の避難を開始することとなります。ただ、避難の実施に時間がかかるような方々につきましては、それよりも前の段階、こちらの黄色の部分になりますけれども、そういった段階で避難の開始あるいは屋内退避をとっていただくこととなります。

また、5kmから30kmのところにつきましては、全面緊急事態で屋内退避をしていただくこと

ということになります。

こちらの絵は、いずれも放射性物質が放出される前の防護措置となっております。

それでは、万が一、放射性物質が放出された場合の対応というのがこちらでございます。

P A Zは、既に避難を開始してございます。U P Zの住民の方々は、先ほど申し上げましたように屋内退避を実施しております。その後、放射性物質の放出があつて、緊急時モニタリングの結果、一定レベルを超えるような放射線の空間線量、率というものが一定レベルを超えるような区域があれば、その区域を特定して、1週間程度内に30kmの外に一時移転を実施するということとなります。

こういった指針を踏まえまして、玄海地域の緊急時対応を取りまとめてございます。

そのポイントでございます。先ほど申し上げました5km圏、P A Zには約8,100の方が、また、5kmから30km圏、U P Zには3県8市町で、合計約25万5,000の方が住んでいらっしゃいます。

こちら、5km圏の方々は、先ほどの繰り返しでございますが、全面緊急事態となった場合、放射性物質放出前の段階で避難を行っていただきます。約8,100の方々がいらっしゃる場所に避難先として、約8,600人分を確保しております。

こちらがそのもう少し詳しいものでございます。避難をされる方々のタイプに応じまして、対象となる人数、移動手段、またふさわしい避難先などを計画としてまとめてございます。こちらに1点、福島の教訓を生かして、無理に避難をするとかえって健康リスクが高まるような方につきましては、屋内退避をしていただくというような、そういった計画も立ててございます。

5kmから30km圏、U P Zの防護措置でございます。先ほど申し上げましたように、全面緊急事態となったら、放射性物質放出前の段階で住民の方々は屋内退避を開始していただきます。また、万が一、放射性物質の放出があつた場合においても、その放出された放射性物質のプルームという煙のような一群が通過している間に屋外で行動していると、かえって被曝のリスクが増加するおそれがあることから、屋内退避を継続していただきます。その後、緊急時モニタリングの結果に基づき、毎時20マイクロシーベルトを超えるような区域があれば、その区域を特定し、1週間程度内に30km圏外に一時移転をしていただくということになります。

こちらが8市町の住民の方々の広域避難先で、合計約25万5,000人に対しまして、約30万

人分の避難先を用意してございます。なお、先ほどの説明をしたように、UPZの中で、放射線の空間線量率が一定程度を超えた区域だけが一時移転をしていくというようなこととなりますので、このUPZの全域での方々が一斉に一時移転等をするようなことは考えにくいと言えます。

こちらがUPZの方々の防護措置をより詳しく図にしたものでございます。避難される方々のタイプに応じまして、対象となる人数ですとか、あるいは屋内退避施設の収容人数、また一時移転先の施設など計画を立てておるところでございます。

具体的な一時移転先でございます。こちらはそれぞれの避難元からどこの避難先に行くかというのをあらかじめ計画をしてございまして、佐賀県内では県内17市町が広域避難先となっております。

UPZの方々が一時移転を仮にすることが必要になった場合、自家用車による避難が困難な方々のために、佐賀県のほうがバス会社等から必要となる輸送手段を確保することとしております。もし不足する場合には隣県等から、また、国としても関係団体等に要請をして、必要な輸送能力を確保していくこととしております。

玄海地域の特徴で、離島が多いという面がございまして。

この5kmから30km圏には、合計20の有人離島がございまして。こういったUPZ内の離島における防護措置の基本的な流れがこれでございます。全面緊急事態となった段階で屋内退避を行います。万が一、放射性物質が放出された場合、緊急時モニタリングの結果、仮に一時移転等が必要となりましたら、陸路避難が可能な島は陸路により、陸路避難ができない島は海路により1週間程度内に一時移転等を実施していただきます。

ただ、無理に避難をすると健康リスクが高まる方は、島内に整備をする放射線防護対策施設等で屋内退避をしていただきます。また、悪天候等で海路避難ができない場合にも、島内の住民の方々は同様に屋内退避をしていただき、避難体制が整った段階で一時移転等を実施していただきます。

こちらは陸路避難ができない離島、全部で16島ございまして、こういった島には、それぞれの島の住民の方々が全員収容できる放射線防護対策施設を整備しております。

この放射線防護対策施設でございますが、簡単に申しますと、大気中の放射性物質が建屋内に入らないように、フィルターや、あるいは機密性の確保等の対策を鉄筋コンクリートの建物に講じている施設でございます。地元の要望を受けて、国が予算措置をして整備をして

きているところでございます。

これまでの説明で、緊急時モニタリングという言葉を申し上げましたが、実際の緊急時に大気中の放射性物質を計測するこの緊急時モニタリング、全部で30km圏に86地点を用意してございます。

そこで得られました測定結果は、地元の関係自治体、また、現地対策本部、官邸等とも共有すると同時に、原子力規制委員会のホームページで公表を行ってまいります。

UPZの住民の方が一時移転等を行う場合に安定ヨウ素剤の配布を行います。その備蓄に関しましては、3県で合計155カ所、佐賀県では72カ所用意してございまして、必要になった場合には、こういった備蓄の場所から配布をする場所に関係の自治体の職員の方が運搬して配布を行ってまいります。

こちら、UPZの住民の方々が一時移転等をする際、避難に使う車両や、あるいは住民の方々に放射性物質が付着していないかどうかの検査を行う避難退域時検査場所というものの候補地として、全部で70カ所をあらかじめ設定しているところでございます。

この検査場所においてこういったことをやるかがこちらでございまして。簡単に申しますと、まず、避難の際に乗車している車に付着がないかどうかの検査を行い、必要があれば乗っている方の検査も行います。検査で一定レベルの放射線があると、検出された場合には簡易除染を行い、一定レベル以下になったことが確認できたら避難所等に向かっただきます。

避難計画におきましては、複数の避難経路等をあらかじめ計画に設定してございまして、そういったところが、万が一、自然災害等により使用できない場合に備えまして、あらかじめヘリポート適地等も同じく計画に設定をしております。万が一、不測の事態があった場合には、実動組織が必要な支援を実施してまいります。

以上が玄海地域の緊急時対応のポイントでございます。

それでは、最後でございますが、地域防災力向上に向けたさらなる取り組みでございます。

今般、玄海地域の緊急時対応を国と自治体が一体となって取りまとめましたが、原子力災害に対する備え、地域防災計画、避難計画の整備に完璧や終わりはない、そういった認識で、今後とも国と関係自治体が一体となって、その充実強化に継続的に取り組んでまいります。

国としても、防災関係資機材の整備など、今後とも自治体に対する財政支援を行っていくとともに、玄海地域原子力防災協議会等を通じて、今後、訓練の実施、そして得られた教訓を生かしながら、避難計画の継続的な充実強化について全面的に支援してまいります。

以上、駆け足ではございましたが、私からの説明は終わりにさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○司会

御説明ありがとうございました。

それでは、舞台の転換をさせていただきます。

続きまして、九州電力株式会社山元春義取締役、林田道生原子力管理部長、大坪武弘原子力土木建築部長から、玄海原子力発電所の安全対策について説明をしていただきます。お願いいたします。

○九州電力株式会社（山元取締役）

皆さんこんばんは。九州電力の山元でございます。今日は、玄海原子力発電所の安全対策について御説明の機会をいただきまして、ありがとうございます。

皆様におかれましては、玄海原子力発電所の運営に関しまして、いろいろとお世話になっております。厚く御礼申し上げます。

また、今日は、今から資料に基づいて安全対策を説明させていただきますが、非常に玄海原子力発電所の安全対策について御心配をかけておりますので、しっかり御説明させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。それでは、座って説明させていただきます。

1 ページをごらんください。

これまでの安全に対する取り組み状況について御説明します。

当社は、平成23年3月に発生した東電福島第一の事故を教訓として、事故発生直後から、発電所の設備と運用管理の両面からさまざまな安全対策に取り組んでおります。

平成25年の7月、玄海3、4号機の新規制基準への適合性審査を受けるため、国へ申請を行い、本年1月18日に原子炉設置変更許可をいただきました。

当社は、安全性を確保した再稼働を目指し、全社を挙げて国の審査に真摯かつ丁寧に取り組んでまいりました。

審査では、設備設計などのハード面と、万が一の事故時における指揮命令系統や手順、体制整備などのソフト面についても、しっかりと確認していただきました。

2 ページをごらんください。

本日の御説明内容でございます。3 ページをごらんください。

まずは玄海原子力発電所の概要でございます。

4ページをごらんください。

玄海原子力発電所は、昭和50年の1号機運転開始以来、地域の皆様方との共存共栄を心がけ、安全第一の発電所運営に努めてまいりました。1号機は平成27年の4月に運転終了しておりまして、現在は電気出力55万9,000キロワットの2号、それから118万キロワットの3号と4号となっています。いずれも加圧水型、いわゆるPWRという型式でございます。

当社の原子力発電所は、全国平均を上回る高い設備利用率で運転し、平成22年度は、当社発電電力量の約39%を原子力発電で供給しておりました。

5ページをごらんください。

新規制基準適合性審査の対応状況でございます。

6ページをごらんください。

まず、新規制基準についてです。これは原子力規制庁から御説明がありましたが、地震、津波などが強化されております。

また、万一の事故の拡大を防ぐ対策や影響緩和の対策などが新たに要求されました。

7ページをごらんください。

安全審査の状況でございます。平成25年7月に玄海3、4号機の新規制基準への適合性審査を受けるため、基本設計を記載した原子炉設置変更許可、その詳細設計を記載した工事計画認可、その運転管理・体制を記載した保安規定変更認可を一括して原子力規制委員会に申請しました。現在、原子炉設置変更の許可をいただき、工事計画認可、保安規定変更認可について審査を受けているところでございます。

8ページをごらんください。

ここからは安全性向上への取組みを御説明いたしますが、説明は原子力土木建築部長の大坪にかわります。

○九州電力株式会社（大坪原子力土木建築部長）

原子力土木建築部長の大坪でございます。私からは自然現象への対応について御説明いたします。座って説明させていただきます。

まず、地震関係につきまして御説明いたします。9ページをごらんください。

右上の図に、玄海原子力発電所周辺で当社が今後地震を起こすことが否定できないとしている活断層の分布を示しています。この図に示します全ての活断層を厳し目に想定して、耐

震設計の基準となる揺れ、いわゆる基準地震動を $S_s - 1$ として540ガルなど、3つの基準地震動を策定しています。

また、新規制基準の特徴でもある震源と活断層の関連づけが難しい過去の地震動として、さらなる安全性を高めるため、 $S_s - 4$ として620ガルなどの基準地震動を策定しています。

ここでいうガルというのは加速度のことで、一方、よく聞かれる震度は人が感じる揺れの強さを基準にあらわしています。

少し事例で御説明いたしますと、例えば、先般起こりました熊本地震では、益城町で震度7という大きな揺れを観測しましたが、そのとき同じ場所で原子炉をつくるような硬い岩盤の上での揺れの加速度は240ガル程度でした。つまり、玄海原子力発電所の基準地震動540ガルや620ガルの半分程度以下だったということです。

このように、原子力発電所の重要構造物は揺れにくい硬い岩盤の上に設置していますとともに、想定される揺れもかなり大きな揺れを想定していますので、耐震設計に関しては十分な評価ができていないのではないかと考えています。

次に、津波評価について御説明いたします。

10ページをごらんください。

左下の図で、津波評価に用いました活断層の分布を示しております。津波は地震の揺れと異なりまして、遠いところからも減衰せずに伝わってくることから、評価の範囲がより広い半径100kmになっています。

津波の計算は、この図の全ての海の活断層で行っているのですが、玄海地点に最も津波の影響を与える活断層としては、図に赤線で示しています対馬南西沖断層群と宇久島北西沖断層群との連動による津波と、西山断層帯による津波が挙げられます。

この地域の地震は、活断層が横にずれるタイプの横ずれ型断層が主体でして、津波を引き起こす上下変動の少ないタイプの断層が主となる地域ですが、今回の津波評価としましては、厳し目に縦ずれ成分を考慮し、津波評価を実施しました。その結果、潮位のばらつき等を考慮した最大津波高さを海拔6mと評価していますが、敷地の高さは海拔11mと十分高く、原子炉施設等の安全性に影響がないことを確認しております。

また、津波は引き波時にも海面が低下し、必要な海水を継続して取水できることを確認する必要があります。これも最大限厳し目に計算して、海拔マイナス4.5mと評価し、安全性を確認しております。

次に、火山関係について御説明いたします。11ページをごらんください。

左下の図に示しますように、発電所から半径160kmの範囲にある第四期と言われる、いわゆる現在から260万年前までの期間に噴火した49の火山と、真ん中の図に示しますように、九州内にある5つのカルデラ火山を対象に、将来の噴火の可能性と、それによる発電所の影響を評価しています。

その結果、最も発電所に影響のある火山事象として、九重山における約5万年前の最大規模の噴火を評価して、10cmの火山灰が積もることを想定して安全性を確認しています。

なお、九州には、真ん中の図に示しますように、カルデラと言われる、過去に破局的噴火と言われる巨大噴火を起こしたものが阿蘇カルデラを初め5つあります。カルデラというと少し聞きなれないかもしれませんが、火山の巨大版で、阿蘇の外輪山が噴火口といえれば少しイメージが浮かぶかもしれませんが、通常の火山とはかなりスケールが違うものです。こういったカルデラにつきましては、噴火履歴の特徴や現在のマグマだまりの状況から、今後の運用期間中に発電所に影響を与えるような破局的な噴火が起こる可能性は極めて低いというふうに評価していますが、その破局的な噴火が起こる可能性が十分小さいことを継続的に確認するために、火山のモニタリングを実施しています。

12ページをごらんください。

竜巻対策の強化について御説明いたします。

竜巻対策につきましては、日本で過去に発生した最大の竜巻92m/秒を考慮し、最大風速100m/秒の竜巻を想定した対策を実施しています。

左側の写真にありますように、資材保管用コンテナやマンホールなどは、おもりをつけたり、ボルトで固定するなど飛散の防止を行っています。また、屋外の重要な設備には、飛来物の衝突を防止するための防護ネットを設置しておりますし、右側の写真にありますように、資機材等を収納する保管庫を設置しています。

13ページをごらんください。

火災、溢水対策の強化についてでございます。

火災については、安全上重要なポンプ等の設置エリアに、検知方法の異なる複数の火災感知器や、自動消火設備を増設しました。同一エリア内にある安全上重要な設備は、耐火壁等で分離し、火災の影響を軽減しています。

また、発電所外からの森林火災等の延焼を防止するため、敷地境界付近に防火帯を設置し

ています。

溢水対策は、タンクや配管が壊れて漏れ出た水や蒸気から安全上重要な設備を守るための対策であり、タンクや配管の補強、水密性の高い扉を設置するなどの対策を実施しております。

14ページをごらんください。ここから説明を原子力管理部長の林田にかわります。

○九州電力株式会社（林田原子力管理部長）

原子力管理部長の林田でございます。

ここからは、安全性向上への取り組みのうち、安全対策について御説明申し上げます。座って説明させていただきます。

15ページをごらんください。

安全対策の内容でございます。電源供給や冷却などに使用いたします可搬型設備につきましては、多様化を図った上で複数台確保し、発電所構内に分散配置しています。

こちらの表に記載しておりますとおり、電源供給手段の多様化、冷却手段の多様化、水素爆発防止対策として新たな設備を設置したり、事故時の現地対策本部としての対策拠点を設置するなど、安全対策を実施しております。

詳細につきましては、次に御説明いたします。

16ページをごらんください。

こちらは、ただいま御紹介いたしました主な安全対策について写真で示しているものでございます。

図の右側、水色は給水関係の安全対策です。可搬型ディーゼル注入ポンプ、移動式大容量ポンプ車です。

電源関係は黄色です。図の上や左の大容量空冷式発電機、右下の直流電源用発電機、高圧発電機車、そして、図の上の非常用ディーゼル発電機用の燃料油貯蔵タンクの増設です。

青色は、地震・津波対策関係です。耐震補強工事として、図左下の配管の支持構造物の補強、タンクの支持構造物の補強を行っております。

このように、玄海原子力発電所ではさまざまな安全対策を行っております。

17ページをごらんください。

炉心損傷防止対策です。原子炉内の燃料、炉心が損傷することを防止するための対策として、既存のポンプで炉心への注入ができない場合に備えまして、常設のポンプに加えまして、

先ほど御説明しましたとおり可搬型のポンプ等を追加配備し、冷却手段の多様化を実施しています。

18ページをごらんください。

格納容器破損防止対策です。万一、炉心が損傷した場合でも、格納容器の破損を防止するため、こちらも先ほど御説明しましたように、冷却手段の多様化や水素濃度の低減対策を実施しています。具体的には、冷却手段として、既存の格納容器スプレーポンプによる格納容器の冷却ができない場合に備えまして、常設電動注入ポンプや可搬型ディーゼル注入ポンプなどを追加配備し、冷却手段の多様化を図っています。

水素濃度を低減する対策としては、水素爆発を防止するために、格納容器内に水素が発生した場合でも、水素の濃度を低減する静的触媒式水素再結合装置、電気式水素燃焼装置を設置しております。

19ページをごらんください。

放射性物質の拡散抑制です。万が一の格納容器の破損に備えまして、放射性物質の拡散を抑制する設備を配備しています。格納容器が破損した場合に、移動式大容量ポンプ車から給水し、破損箇所へ放水する放水砲を配備いたしました。

また、放水時の海洋への放射性物質の拡散を防ぐために、水中カーテン、いわゆるシルトフェンスと呼びますが、これと放射性物質吸着剤、ゼオライトを配備してございます。

20ページをごらんください。

緊急時対策所です。重大事故時等の発生時に、現地対策本部として使用する代替緊急時対策所を高台の強固な岩盤上に設置いたしまして、現在運用しております。また、さらなる安全性・信頼性の向上を目的に、支援機能をさらに充実させた耐震構造の緊急時対策所を整備する計画です。

21ページをごらんください。

ここからは、運用管理面の対策を御説明いたします。

22ページをごらんください。

万が一、重大事故等が発生した場合の対策として、勤務時間外や休日、夜間を含め、1年を通じ速やかに対応できるように、一班52名の対応体制を整備しております。この要員につきましては、電源の供給、冷却水の供給、放射性物質の拡散抑制など、さまざまな訓練を繰り返し行っています。これらの訓練では、汚染防護具を着用した訓練も実施しております。

このように、班ごとに訓練を繰り返し実施いたしまして、力量管理を行いまして、重大事故等に迅速かつ確実に対応できる体制を整備してまいります。

23ページをごらんください。

これは訓練の状況です。運転シミュレーターを使用した緊急時の運転操作訓練、夜間、雨天時の訓練など、さまざまな訓練を繰り返し、繰り返し実施しております。

24ページをごらんください。

運用性向上の取り組みとして、ここから使用済み燃料対策について説明いたします。

25ページをごらんください。

玄海原子力発電所で発生した使用済み燃料につきましては、計画的に日本原燃の六ヶ所再処理工場に搬出することを基本としております。

六ヶ所再処理工場では、現在、平成30年度上期の竣工に向け、試験を実施しておるところでございます。稼働すれば年間800トンの使用済み燃料を処理することができます。これは、100万キロワット級の原子力発電所約40基、1年分の使用済み燃料に相当いたします。

当社では、六ヶ所再処理工場の状況や最終処分関係閣僚会議におけますアクションプランの決定を受けまして、現在、再処理されるまでの裕度を確保し、貯蔵の運用性の向上を図るため、使用済み燃料貯蔵プールの貯蔵能力の増強、いわゆるリラッキングや、将来の使用済み燃料対策として、安全性の向上も図ることができる乾式貯蔵施設について、技術的な調査検討を行っております。

26ページをごらんください。

使用済み燃料プール（湿式）貯蔵とキャスク（乾式）貯蔵の特徴です。使用済み燃料プールは、水により冷却いたします。このプールは、取り出し直後の使用済み燃料を直ちに収納することができます。

キャスクについてです。キャスクと呼ばれる強固な保管・輸送容器に収納する方法で、空気による自然冷却を行います。使用済み燃料は一定期間プールにおいて冷却後、キャスクに保管いたします。使用済み燃料プールとキャスク貯蔵を併用することで、貯蔵方法が多様化し、使用済み燃料貯蔵の運用性の向上を図ることができます。

27ページをごらんください。

地域の皆様の安全・安心に向けてです。

28ページをごらんください。

地域の皆様の安全・安心に向けた取り組みです。当社は、協力会社と一体となった発電所の運営を行っております。原子力発電所では、当社社員のみならず、さまざまな協力会社の方々に従事していただいております。当社といたしましては、協力会社と一体となった運営を心がけておりまして、特に安全確保につきましては、自分たちの発電所は自分たちで守るというマイプラント意識を持って日々の業務に取り組んでおります。

29ページをごらんください。

安全確保に向けた体制です。

原子力発電所の運営につきましては、当社のみならず、規制庁など国や自治体の御確認、御指導のもと、安全確保に向けた体制が構築されております。

具体的には、図に示しますように、当社からは国や自治体の皆様に定期的な報告やトラブルの報告などを行うとともに、国や自治体からは、当社の運営状況等について常に確認を受けているところでございます。

30ページをごらんください。

地域の皆様との協定の確実な運用についてです。

当社といたしましては、地域の皆様の安全・安心に向け、地域の皆様との協定の確実な運用と積極的な情報公開が必要と考えております。発電所周辺地域の皆様の安全の確保及び環境の保全を図るため安全協定を締結しておりまして、当社は、この協定を確実に遵守、運用してまいります。

31ページをごらんください。

最後になりますが、当社は、皆様に安全・安心いただけますように、玄海3、4号機の再稼働につきましては万全を期して進めてまいります。具体的には、玄海3、4号機は定期検査のため、停止以降、長期間が経過しておりまして、長期停止状態を踏まえた設備の総点検等を実施いたします。

さらに、新たに配備した可搬型設備などの安全対策設備が工事計画どおりの性能を有していることを確認するために、認可を受けました後に発電所におきまして国による使用前検査などを受検いたします。

そして、既存の設備につきましては、原子炉格納容器の閉じ込め機能を確認する検査など、国による各種の機能検査を受検いたします。

また、プラント起動に当たりましては、起動に係る時間を通常の起動時よりも長くとるな

ど、細心の注意を払って慎重に実施してまいります。

当社は、新規制基準を遵守することはもちろんのこと、さらなる安全性、信頼性向上への取り組みを自主的かつ継続的に進め、原子力発電所の安全確保に努めてまいります。

これで、九州電力からの説明を終わります。御清聴ありがとうございました。

○司会

御説明ありがとうございました。

それでは、ここでまずはお客様におわびを申し上げます。

本日、終了時間を21時とお伝えしておりましたが、既に進行予定時刻を大幅に過ぎております。大変申しわけございません。しかし、御案内のとおり、質疑応答の時間、30分間とらせていただきたいと思います。皆様の貴重なお時間をちょうだいいたしますことをどうぞお許しいただきたいと思います。

応答2の時間に入らせていただきます。御質問、発言のルールは、先ほどと同じく、お一人様1問。回答が不十分であったり、御質問と回答のニュアンスが違った場合のみ、もう一度御発言ができます。1回の発言時間は、1分以内でお願いしたいと思っております。

なお、今回の御発言につきましては、誰に対しての御意見、御質問なのかをどうぞお示しいただきたいと思います。

それから、壇上の皆様をお願いを申し上げます。県民の皆様は時間の制約をさせていただきますので、壇上の皆様、御回答はできるだけ簡潔にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、質疑応答の時間、御案内のとおり30分間。それでは、55分といたしまして、9時25分までとさせていただきます。

それではまず、挙手をお願いいたします。先ほど前方のお客様でしたので、後方のお客様優先とさせていただきます。後方のお客様いらっしゃいませんか。済みません、大きく手を挙げていただけますでしょうか。はい、それではそちらの男性の、そうですね、マイクをお願いいたします。

○質問者

それでは、資源エネルギー庁からお見えですから、エネルギー政策についてお尋ねします。

原子力発電所については、スリーマイルとチェルノブイリ、福島ということで、大きな事故が3回起きているわけです。それで、国自体が、きょう説明を聞きましたけど、エネル

ギー政策については国策ということで、今進められておりますけど、福島のような事故が、さっきから言われますように、安全性は100%じゃないというふうに繰り返し言われております。しかしながら、やっぱり地元民、県民含めて、本当、事故があるということを前提に防災訓練とか、いろんな対策を発電所なり事業者側なりがされておりますけれども、原子力については、まだまだ私自身は実用炉じゃないと思います。実験炉だと思いますよ。だから、3回も事故を起こして、やっぱりまた、この地震が多い狭い日本で繰り返しやられるということが、本当どうなのかなと思っています。

ちょっと時間が長くなりますけど、それから、原子力産業につきましては、GEとか、ウェスティングハウスとか、アメリカの原子力を三菱、日立、東芝、そういうふうなことでされて、きょうも説明がありましたように、準エネルギーとして支えておるということですが、本当、世界各国を見渡しても、推進してきた国でさえある程度見直しをやっておると、それから、もう今後廃止しようというふうな動きがある中で、原子力を受け入れないかん理由というのが、資源エネルギー庁の説明もありましたように、エネ庁の42ページの資料ございますけど、日本でこれは何年ですか、ゼロというのがもう6年間ぐらい事故が起きてから川内とかがするまでに、原発は使わんでも国民は何とか節約も含めてでしょうけど、そういうことで生活してきているわけですね。だから、今後のエネルギー政策として進めるのであれば、やっぱり国民に理解しやすいようなことで何年までというふうなめどをつけて原子力をしていかんと、本当、避難訓練までして電気をつくるということ自体が納得いきません。だから、どうして避難訓練までして、今、避難計画も聞きました。そういうことで、そこら辺のエネルギーの今後の政策について、ある程度、エネ庁から見えてはいますが、時間的な見通しも、もしここで話がされるのであれば聞いておきたいなと思っていますけど。

以上です。

○司会

ありがとうございます。恐れ入ります。先ほど規制庁のときに御質問がありました再稼働の必要性について、あわせてお願いいたします。

○資源エネルギー庁（覚道原子力立地・核燃料サイクル産業課長）

御質問ありがとうございます。まず、再稼働の必要性というところについてでありますけれども、私が御説明をさせていただきましたとおり、現在電気が足りているのではないかと御指摘がありますが、相当火力に頼っているためにCO₂の発生量が大きくふえている

と。これは現実でありますし、電力のコストも上がっているわけでありまして。そうした中で、原子力についてはCO₂を出さないということ、またコスト、それから安定供給という意味でも、化石燃料というのは海外に100%依存しているという状況でございますので、そうしたところを総合的に鑑みまして、原子力発電所の再稼働も進めていかなければならない。ただ、安全が最優先ということでありまして、規制委員会が新規制基準に適合すると認めた場合に限って再稼働を進めていくというのが私どもの方針であります。したがって、それが再稼働を進める必要性ということでありまして。

安全性について、福島を事故を初め、いろんな事故があったということでありましてけれども、ここは規制委員会からの御説明があったと思っておりますけれども、100%の安全はないというふうに規制委員長もおっしゃっておりますけれども、他方で、福島を事故を踏まえて、相当程度いろんな取り組みを進めて、新規制基準についてもいろんな教訓を盛り込んでいるわけでありまして、それをクリアしたものに限り再稼働を進めたいというのが私どもの考え方でありまして。

海外で原子力を見直す動きがあるということでありましてけれども、引き続きエネルギー需要がふえている国では、むしろ原子力を推進していくという国もございまして。日本については、福島事故より前は、より原子力の比率はもっと高い比率を掲げておりました。それでも福島事故を踏まえ、いろんなエネルギー状況を踏まえて、また、そのほかのエネルギー資源との長所、短所というのを評価した上で、2030年度には原子力については20から22%というのが適当ではないかというのが、私どもが示させていただいている方向性でございます。

○司会

ありがとうございます。今のお客様、よろしいでしょうか。

○質問者

今の説明で国の計画は理解できるんですけど、やっぱり福島事故で国民の方、それから特に福島の方、そういうことを考えたら、本当、まだ低放射線レベルの影響も人類体験していないんですよ。だから、そういうのが医学的にどうなのかとか、そういうのはまだ未経験です。だから、この何十年たってからか、そういう被害が出るかどうか分かりませんが、そういうふうなこととか何とか、やっぱりみんなが理解した上で進めていけたらいいんですけど、国策ということで再稼働に向けて再稼働ありきというふうなことで進めていらっ

しゃるもんですから、みんなが不安視しているんだと思います。だから、その点をみんなにわかるように、本当、子供たちにも申しわけないと思いますよね。こういうエネルギー政策を日本の国がとっておると。もっと科学者が知恵を出して、再開発エネルギーをぽんとつくっていただきたいと思います。

以上です。

○司会

ありがとうございます。何かありますか。

○資源エネルギー庁（覚道原子力立地・核燃料サイクル産業課長）

経済産業省が今、安全面については独立した規制委員会ということで、私どもが安全面についてコメントすることは適当ではないというふうに思っておりますけれども、繰り返しになります。先ほど申し上げたような、いろんな情勢に鑑みまして、原子力についても一定程度必要であるというのが私どもの認識でございます。

○司会

ありがとうございました。それでは、続いての質問に参ります。後方のお客様、こちらのほうはいらっしゃいませんか。

それでは、前方のお客様で、眼鏡をかけていらっしゃる、はい、そうです、お願いいたします。

○質問者

本日は、忙しいところ大変だと思います。だけど、きょういろんなことを聞きましたけど、これ、全てリスクの話ですよ。原発のリスク。だから、これだけリスクがあるということはどうして進めるんですかと私は言いたいですよ。国のお役人の方が決めたこと、政治家が決めたこと、これ全部リスクを伴うことばかりを決めて、日本は世界一というぐらいの海洋大国ですよ。どうして海洋エネルギーをもっと急速に実験しないんですか。原発はリスクだらけで、想定外のリスクがいっぱいあります。太陽フレアの爆発、磁気嵐、小惑星の地球衝突、想定しないような笑い話みたいな想定がいっぱいありますよ。そのとき原発は100m級の津波に乗り込められたら、人間は何にもできません。放射能嵐にまみれて、あなた方は死ぬますか。死ぬ覚悟で原発を止めに行けますか。原発の従業員は死ぬ覚悟をしなきゃいけないですよ。そういうことが全てリスクですから、私は大反対をしたいです。

以上です。

○司会

ありがとうございます。資源エネルギー庁からお願いいたします。

○資源エネルギー庁（覚道原子力立地・核燃料サイクル産業課長）

原発について、いろんなリスクがあるという御指摘がございました。他方で、日本の国がしっかりとエネルギーの安定供給を確保して経済成長を図っていくためには、コストの面も考えないといけませんし、海外から安定的に供給をするということも考えないといけません。そうしたところを踏まえて、原子力についても一定程度が必要だという考え方をしているということでございます。

○司会

ありがとうございます。今のお客様お願いいたします。

○質問者

追加で一言。私らもこの年になって60歳過ぎまして、よくわかります。政治家の天下り先を決めたり、役員さんの天下り先を決めたり、そういう場所をふやして、それが目に余りますよ。原子力規制庁なんて、やらなかったら要らないんですよ。全く必要のないことをいっぱいお金を使ってあなたたちは推進していますけど、私、伊万里大好きですよ。一遍東京に出ましたけど、東京は住めないんで、あんな人情味のないところは諦めて帰ってきました。この美しい伊万里に住めなくなると思うと恐ろしいですよ。孫、子の時代まで残したいです。

以上です。

○司会

貴重な御意見ありがとうございます。

お客様にここでお願いを申し上げます。マイクを持った方以外の方が御発言をされますと、発言が聞こえなくなりますので、どうぞお静かに聞きいただきたいと思います。御協力お願いいたします。

それでは、続いての質問に参ります。それでは、前方のお客様、はい、男性お客様、初めてですよ。

○質問者

私も同じような質問ですけど、原子力発電所というのは戦争の標的になる場所なんですよ。だから、戦争のことを考えているんですかねといつも思うんです。一番標的になって一番相手に損害を与えることができるんですよ。それをわざわざここに原発がありますよと

置いておいて、戦争を待っていていいんですかね。人間のすることじゃないと思いますよ。

以上です。

○司会

ありがとうございます。資源エネルギー庁からお願いいたします。

○資源エネルギー庁（覚道原子力立地・核燃料サイクル産業課長）

先ほど規制庁のところにおきましても同様の御質問があったかというふうに考えておりますけれども、そうしたいろんな原子力発電所のリスクを一定程度踏まえた上で、新規制基準に適合しているというものについては再稼働を進めるというのが政府の方針でありまして、例えば、化石燃料、石油ですとか、天然ガスにばかり依存するというのも、これも実は非常に大きなリスクがあるというふうに考えています。例えば、海外からの石油ですとか、天然ガスの供給が途絶をした場合に、それで電力が安定的に供給できないということになれば、これは非常に大きなリスクになり得るわけでありまして、いろんなリスクの要因があつて、エネルギー資源というのはそれぞれ、ある意味短所があるわけですが、そうしたものを総合的に見た場合に2030年度の時点で原子力発電にも20%は依存したほうがいいのではないかとというのが私どもの考え方ということでございます。

○司会

ありがとうございます。今のお客様、大丈夫でしょうか。よろしいですか。

○質問者

戦争の責任は、国はどうとるつもりなんですかね。一番攻撃されやすいところは原子力発電所なんですよ。

○資源エネルギー庁（覚道原子力立地・核燃料サイクル産業課長）

済みません、その点については繰り返しになりますけれども、広い意味での安全性ということで原子力規制委員会、規制庁が先ほど最後に御回答を申し上げたとおりということだと思っております。

○司会

ありがとうございます。

次の質問に参ります。それでは、済みません、きょう初めて、先ほど当たった方は一度手を下ろしてくださいませ。ありがとうございます。それでは、帽子をかぶった男性の方。

○質問者

規制がこんなに厳しいのではないですよ、原子力以外には。こんなに厳しい。新しいことがあったら、新しい規制をくつつける。こんな厳しい規制はない。それをクリアしたところだけ原発は動かしていいよと、そういうふうに国はおっしゃっている。そしたら、そんな厳しいことをクリアしてやっても、それでも事故は起きるとおっしゃっている。それだったら、事故が起きたときに国は責任をとるんですよ。教えてください。これが1点。

もう一点、東電は何で潰れないんですか。これを九州電力さん、どういうふうにお考えなのかお聞かせください。2点です。

○司会

ありがとうございます。資源エネルギー庁と、それから九州電力さんからもお願いします。

○資源エネルギー庁（覚道原子力立地・核燃料サイクル産業課長）

厳しい規制をクリアしたものについて再稼働を進めるということでありまして、絶対安全がないということで規制委員会はより高い安全性を目指すという意味で発言をされているということは、規制委員会からも何度か御説明があったというふうに思っております。そうした厳しい規制をクリアしたものに限って再稼働を進めるというのが国の方針ということですが、万が一に事故が起きた場合ということですが、まずは事業者がしっかり事故を起こさないようにする、あるいは事故が起きた場合に一義的には事業者の責任ということでありまして、当然事故が起きた場合に国民の方々の生命、財産、身体を守るというのは、これは国の大きな責務というふうに考えておりまして、しっかりと責任を持って対処をしていくということでございます。

○司会

ありがとうございます。

○九州電力株式会社（山元取締役）

九州電力でございます。東京電力のことでございますので、コメントはなかなかできないんですが、やはり2つ考えられるのは、当然、福島事故の後始末をしっかりする必要もあるということもありますが、やっぱり1つは、当社より4倍ぐらい大きい会社でございます。電力の安定供給、東京近辺の人にしっかり電気を供給しなきゃならないという大きな責務があると思っております。そういう意味で、今、東京電力もほとんど潰れかかっているような状況ではないかと思うんですが、それでも安定供給について東京電力は続けなければならないと思っております。

○司会

ありがとうございます。今のお客様。

○質問者

事業者責任とおっしゃいましたけれども、許可を出しているところが何で責任のことを一言も言わないんですか。何で、お答えください。国なんでしょう、あなたたちは。

○資源エネルギー庁（覚道原子力立地・核燃料サイクル産業課長）

繰り返しになりますけれども……

○質問者

繰り返しだったら要らない、時間の無駄。

○資源エネルギー庁（覚道原子力立地・核燃料サイクル産業課長）

原子力安全上、安全に運転をして、事故があった場合にその収束に努めると、これは事業者の責任ということであります。事故があった場合の国民の生命、財産、身体を守ると、これは国の責務ということなので責任を持って対処をするということでございます。

○質問者

どうやって命守るんですか。どうやって命守るの。教えてください、どうやって命の責任をとるんですか。

○資源エネルギー庁（覚道原子力立地・核燃料サイクル産業課長）

当然、その実働部隊ですね、具体的にいきますと、自衛隊ですとか警察、消防、そうしたものを動員してしっかり対処をするということでございます。

○質問者

はぐらかし。

○司会

ありがとうございます。それでは、続いて参ります。女性のお客様はいらっしゃらないでしょうか。では、お願いいたします。

○質問者

資源エネルギー庁の方に申します。

使用済みウラン燃料1トンにつき、1年後でも8京9,000兆ベクレル以上、そのうちセシウム137は3,700兆ベクレル、広島原爆、セシウム137は89兆ベクレルなので、広島原爆の42個分です。玄海原発3、4号機が1年稼動すると、約48トンの使用済みウラン燃料が出ると

聞いています。セシウム137で比べたら、広島原爆の約2,000個分です。それがもとのウランと同じ放射能になるまで直接処分で10万年、再処理しても数万年、再処理したら工場から大量の放射性物質が空や海に放出されるから再処理はせず直接処分すべきです。地下に埋めても地殻変動、地下水の動向で汚染が拡大します。ドイツで地下750mのところの処分場に地下水が大量流入して崩壊寸前にあると報道されていました。地下に埋めても10万年監視して、管理して放射能漏れの危険性が出てきたら取り出して修復する体制が必要です。10万年先までどうなるかわからないから人が住むところから遠く離さなければなりません。乾式貯蔵プールに使用済み核燃料を詰め込むというのはより危険になるので、絶対にやめてください。

○司会

御質問されますか。

○質問者

はい、お願いします。

○資源エネルギー庁（覚道原子力立地・核燃料サイクル産業課長）

使用済み燃料については、まずは事業者が使用済み燃料プール、場合によっては乾式貯蔵ということで、安全にしっかりと管理をするということですし、日本では核燃料サイクルというのを推進しているということですが、これは今まさにおっしゃられましたように、直接処分をするよりも高レベル放射性廃棄物の有害度の低減の期間というのが短くできるということですし、高レベル廃棄物の量についても少なくすることができるということですが、もちろんその高レベル放射性廃棄物は最終的に地層処分という形で、これは10万年にわたってその管理をしていくということが必要になるわけですが、それをしっかりと地層において安全に管理をするということで今考えているところでございます。

○質問者

放射性廃棄物の安全な管理のめどが立たないまま、この問題を拡大する再稼働をしようとしているとしか思えません。乾式貯蔵の話もありますけれども、地上の乾式貯蔵もミサイルや隕石、飛行機などの落下物で破壊されると思います。破壊されたら偏西風や地上の風などや雨などで西日本一帯高濃度汚染地域になる可能性があります。玄海町や唐津市に置くべきではありません。低レベル放射性廃棄物の管理も問題です。現在、福島原発事故由来の放射性廃棄物については、1kg当たりセシウム137が8,000ベクレル未満のものは、一般の処理場

に埋めていい、再利用していいという方針で進められていると聞いていますが、これではどこに放射性物質があるからわからないから、食べ物や飲み物で内部被曝していきます。低線量被曝でも放射線が遺伝子に当たれば突然変異が起こりやすくなり、突然変異が起これば、それがそのまま遺伝子でがんや障害のもととなります。福島事故以前のように、従来どおり1 kg当たり100ベクレル以上のものは薄めないで、混ぜないで放射性廃棄物として厳重に放射能漏れがないように管理し、監視すべきだと思います。

○司会

ありがとうございます。今のは御意見として伺うということでしょうか。（発言する者あり）返答ですか。

○質問者

資源エネルギー庁に返答をお願いします。

○司会

わかりました。お願いいたします。

○資源エネルギー庁（覚道原子力立地・核燃料サイクル産業課長）

まず1点目について、その使用済み燃料についていろんなリスクがあるのではないかとということでございますけれども、その使用済み燃料の貯蔵についても、そのプールで貯蔵する方式、あるいは乾式のやり方についても、これはいずれも規制委員会の安全審査というのは当然受けるわけでありまして、そうしたいろんなリスクを踏まえた上で規制委員会のほうでしっかりと安全審査がなされるというふうに考えております。

また、後者の点については、資源エネルギー庁が直接担当しているものではありませんけれども、こちらについてもいろんな独立した第三者的な機関の見解も踏まえて、安全性というのがしっかりと評価をされた上で、そうした基準が設けられているというふうに考えております。

○司会

ありがとうございます。それでは、挙手をお願いいたします。まず初めての方、もう時間に限りがありますので、できるだけ1分以内でお願いしたいと思います。御協力をお願いいたします。それでは、男性のお客様。

○質問者

今の福島の現状を、やはり私たちは2,000kmぐらい離れておるものですから、よくわから

ないでおるわけですけど、佐賀新聞に東電が19日に発表したのが10日付で載っております。今、福島2号機にカメラを2時間入れて、その2時間でカメラがふぐあいになったとか、高線量650シーベルトの放射線が今なお放出されているわけですよ。もちろん格納容器の中ですけど。こういった状況とか、あるいは凍土壁とかいうのがつくられておるわけですけど、雨が降ったりそうした場合は、雪が降ったりした場合、全部海に今流れているわけですよ。そういったものに対するいかにも何か漫画のようなことを安全庁の方なんかおっしゃっておりますけど、こういう事態をきちんと把握されているんでしょうか、対応できるんでしょうか、できないでいるわけでしょう。それに対して、軽々しくも再稼働というのが言えるんでしょうか。住民の安全というものを考えた場合、安全を第一に考えれば、九電のもうけを考えれば後回しにいいでしょうけれど、そんな急ぐ必要があるんでしょうか、再稼働が。この文書の中でも、使用済み核燃料についても今研究開発とか、まだできていないわけでもんね。それができてからでいいんじゃないでしょうか。もう少し頭を有効に使ってもらいたいと思います。立派な頭をですね。私たちはよくわかりませんが、新聞とか読む限りでは、再稼働は早過ぎるというふうに思います。

○司会

ありがとうございます。それでは、資源エネルギー庁からお願いします。

○資源エネルギー庁（覚道原子力立地・核燃料サイクル産業課長）

福島については、確かに廃炉に向けた作業、あるいはその汚染水対策ということで、いろんな課題に直面をしているのは事実でありまして、ただ、それらについてしっかりとやり遂げるべく、東京電力と国が一体となってしっかりと対応を進めているというところでございます。再稼働をそこまで急ぐ必要があるのかということでもありますけれども、先ほど、私の説明が必ずしも説得的ではないということかもしれませんが、やはりそのエネルギーの自給率が著しく下がっているということですか、CO₂の排出量が相当ふえているというようなこと、またコストも上がっていると、そうしたことをもろもろ考えますと、やはり規制委員会が新規基準に適合していると認めたものについては再稼働を進めていくということが必要だろうというふうに考えております。

○司会

ありがとうございます。今のお客様。

○質問者

新聞の記事をちょっと読んでみますと、この650シーベルトという線量は、数十分で人が死ぬと書いてあるんですね。カメラも先ほど言いましたように、2時間でふぐあいになると。こういった現状をですね、手がつけられないわけでしょう。こういう現実があるのに対して、どうして普通の人間が再稼働をしようとか、してくださいとか言えること自体がおかしいと思うんですね。人間ではコントロールできないんですよ。安倍さんは、国際オリンピック委員会でアンダーコントロールとか言いましたけど、アウトオブコントロールですね、もうお手上げですよ、これは、今の状態。

以上です。

○司会

ありがとうございます。それでは、御意見ということで伺ってよろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、続いての質問へ参ります。帽子をかぶった女性の方、はい、ありがとうございます。お願いします。

○質問者

九電の方にお聞きします。九電は、消費者に対して、きょうは被曝を我慢してくださいということで来られたのでしょうか。福島は、今も佐賀の20倍の被曝を強いられておられます。事故を起こしたら、国や九電は避難計画については支援しますとだけ法律になっていますが、それはなぜですか。責任ということがないのですが、どうしてでしょうか。

そして、先ほどから止める、冷やす、閉じ込めると何度も言われていますが、放射線を閉じ込められなかったのが福島事故ではないですか。事故は想定できないはずですが、先ほどから危険性はきわめて低くなりますと言われてはいますが、私は九電の事故のために放射能の被曝をしたくはありません。たった一度の事故で福島はいまだに10万人弱の人が家に戻られんことを御存じですか。国策で失敗したからこそ、まずその失敗を認め、謝り、まずは福島の原因究明と収束を皆さんの英知を結集して取り組むのが皆さんの第一の仕事ではないでしょうか。再稼働どころではないはずですが、福島を踏まえてとありますが、福島の検証なくして新基準ができるはずがないです。そんな基準に通ったからといって、再稼働が安全とは私は信じることはできません。福島の田や畑やフレコンバックでいっぱいです。大変な状況を皆さんは見に行かれましたか。質問です。見に行かれたら、あれをどう思われましたか。第一次産業が壊れるのが原発事故です。今止まっているなら、そのまま止めたままにしてください

い。再稼働はやめてください。

○司会

ありがとうございます。それでは、九州電力の方と資源エネルギー庁からお願いします。まずは九州電力からお願いいたします。

○九州電力株式会社（山元取締役）

九州電力でございます。当社も福島の事故を皆さんとよく見ておりまして、非常にいわゆる同じ気持ちでございます。当社は、その事故前はしっかり原子力発電所を運転しておりましたが、福島の事故を見まして、当社は万が一のことではあります、福島のような事故は絶対に起こしてはならないと、決して起こしてはならないんだというのを固い決意で今原子力の運営を進めております。そうした中で、やはり今の規制基準等ありますと、それでも万が一、万が一、例えば、玄海原子力発電所は福島と違って、非常に地震・津波の少ない場所にありますが、そういうこともありますけれども、それでも万一を考えろということで、万一の対策をとることにしまして、非常に全国に先駆けて、その安全対策、我々自身もそういうことは絶対あってはならないということですが、ですけれども、やはり日本国、全国の皆さんが心配されているわけですから、万一の対策を九州電力もとるということにしまして、今国の審査を受けているところでございます。そうした中で、発電所でいろいろ安全対策をし、万一の事故に備えております。

それともう一つが、避難計画につきまして、あるいは防災計画につきまして、国、自治体がいろいろやっています。これにつきましては、やっぱり皆さんに対するポジションとして、いわゆる防災計画は国、自治体がやっています、そういう分担になっておりまして、当社は原子力発電所を運営する第一次的な責任があります。当社がやらなきゃいけないのは安全運転と万一のときの事故収束、発電所からとにかく事故を拡大させないために発電所員は協力会社も含めて、万一のときには何が何でも事故収束に頑張るとというのが一番でございます。

それともう一つは、皆さんに対して、今発電所がどういう状況にあって、今後どういうふうにこの事故がもしかしたら進展するかもしれないという情報を発信する。情報を出して皆さんにどういうふうな対応をとっていただかねばならないということになります。そういうことで、情報を国、自治体に適切に出すという大きい役目もあります。

それともう一つでございますが、非常に支援という形にいたしましたけれども、自治体、

国が避難計画をされていますので、当社もできる限りの協力という言葉は悪いかもしれませんが、発電所員はできませんけれども、ほかに九電社員もおりますので、多分地震等で営業所等は停電でいろいろあるのではないかと思います、それでも万一原子力発電所でそういうもとが、事故の対応があれば、いわゆる避難支援、要支援者に対するお手伝いとか、車を出すとか、いろんな役目、あるいは燃料を補給するとかございますので、そういう意味で、しっかり避難計画にも協力させていただきたいと思っております。長くなりました。

○司会

ありがとうございます。それでは、資源エネルギー庁からお願いします。

○資源エネルギー庁（覚道原子力立地・核燃料サイクル産業課長）

私も福島には何度も足を運んでおります。

福島の事故を踏まえた廃炉汚染水対策、これをしっかり進めないといけないというのは先ほど来申し上げておまして、確かに課題はたくさんございます。難しい課題でありますけれども、これを何とかしっかりと東京電力と国とでやり遂げることが重要だと思っております。

一方で、福島の事故が起きた要因というのは地震・津波ということで、また、その電源が喪失をしたと。ここら辺については、規制庁からも御説明があったと思っておりますけれども、そうした教訓を踏まえて、いろんな地震・津波の対策、また地震・津波についても基準地震動を決めていく過程で非常に厳しい規制を導入したということだと思っております。

また、仮にそういう事故に至った場合にも、福島のような状態にまでならないようにするいろんな対策も求めているということで、その新規制基準をクリアした場合には、再稼働を進めたいというのが国の方針ということでございます。

○司会

ありがとうございます。

今のお客様。

○質問者

答えにならない答えばかりをずっと言われております。危険だということの言葉のかわりだと思えます。

以上です。

○司会

貴重な御意見ありがとうございます。

時間を25分と限らせていただいておりますが、まだたくさん手が挙がっておりますので、もう少しいただきたいと思います。初めての方、お願いいたします。それでは、マスクをされていらっしゃる男性のお客様、お願いいたします。

○質問者

ありがとうございます。

私はちょっと別な視点で、皆さんが、多分会場は反対の方がほとんどだと思います。壇上の方は、ほとんど賛成ということだと思いますので、これから先、説明会をされるんだったら、市民目線での説明会にしてもらえないでしょうか。

それと、私は原発、絶対反対です。再稼働なんてとんでもないです。それであっても、多分国策でされると思います。玄海町はやると言っているんだから。そうであるならば、伊万里市民全員反対します。それであってもするんであるならば、伊万里市に玄海町と同じような立地条件で国、県、九電、全てにおいて交付金を伊万里市にください。

○司会

ありがとうございます。

それでは、資源エネルギー庁からお願いできますか。

○資源エネルギー庁（覚道原子力立地・核燃料サイクル産業課長）

自治体について、私ども再稼働を進めるに当たって、丁寧に御説明をするということであり、その説明会の進め方のところについては、基本的には今回、県のほうでアレンジをいただいているということですので、私どものほうからはあえて申し上げませんが、交付金等の制度については、まず、地元をどう考えるのかということについて言いますと、それは一律にこうと決めていくということではなくて、それぞれそれぞれの事情に応じて丁寧に御説明をしていくということでもあります。

ただ、いろんな立地に至る歴史等々も踏まえ、いわゆる立地自治体であるところというのは、おのずとそういう一定の扱いというのがあり得るんだらうというふうに思っております。ただ、私どもどこというふうに決めるのではなくて、それぞれしっかりと御説明をして、御理解を求めていくということが必要だというふうに考えております。

○司会

ありがとうございます。

今のお客様。

○質問者

どういふことをして、どういふ反対をすれば原発は止まるんですか。それが見えないから反対ばかりするんですよ。

だから、丁寧な説明で、原発を再稼働するような丁寧な説明ばかりするじゃないですか。こうやったらあなたたちが原発反対をしてもらったら、原発は止まるんですよとなぜ言わないんですか。

○司会

それでは、資源エネルギー庁からお願いいたします。

○資源エネルギー庁（覚道原子力立地・核燃料サイクル産業課長）

私どもは、やはりいろんな側面で考えた上で、やはり規制委員会は、新規制基準をクリアしているというふうに認めた原発については、やはり再稼働を進めていかないといけないというふうに考えておるところであります。したがって、ちょっと今いただいた御質問にうまく答えるのはちょっと難しいと思っております。

○司会

はい、ありがとうございます。

ただいまのお客様からいただきました御意見、説明会のあり方については、最後に副知事から御挨拶をさせていただく際にお答えをさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、続いての質問です。こちらのほうはいらっしゃいませんか。初めてですか。お願いいたします。

○質問者

原子力村の方々は、原子力で食べているわけですね。私たちが一番心配しているのは、ここに住んで、そして私たちはもう年をとっていますからいいんですけども、子供、孫、これからの人たちが住めないところになると。私は伊万里市民ですけども、伊万里市は、もうほとんど入ってしまうわけですね、避難区域に。ですから、この伊万里を捨てなければならぬんです、私たちは。ですから、一番心配しているのは、命なんですね。命を心配しております。補助金がもらえるとか、そういうことではなくて、命を心配しております。それについて、九電の方もぜひ考えていただきたいと思っております。

というのは、もうちょっとですけど、以前、毛利さんに恨みはございませんが、以前、肥

前町の棚田のきれいな景色のところ、宇宙に行かれた毛利さんをお使いになって宣伝しておられましたね、こんなにきれいなところで、こんなにきれいなエネルギーがというようなね。全部覚えていませんけど、あの方はもう二度と肥前町を歩けないと思いますね、お気の毒に。

九電は、イメージ戦略として、そのような原子力は、核ですよ、大丈夫ですというようなイメージの商業はしないでいただきたいと思いますね。よろしくお願いします。

○司会

ありがとうございます。

それでは、資源エネルギー庁と九州電力からお答えをお願いします。

○資源エネルギー庁（覚道原子力立地・核燃料サイクル産業課長）

今の点については、ちょっとなかなか資源エネルギー庁のほうから御説明するのはあれですけども、ただ、繰り返しになりますが、今、原子力発電所が川内原発と、それから伊方原発、全国で言えば、そういう状況でありますけれども、今の状況でエネルギー全体を見た場合に、決してこのままの状態がいいということではないというふうに考えております。

それは、先ほど来申し上げていますように、日本がエネルギーの供給をほぼ海外に頼っているという実情ですとか、また、そのCO₂が大量に排出をされて、それがふえているというような状況等々を考えますと、やはり再稼働というのは、安全規制委員会の新規制基準をクリアした場合には、やはり進めていかないといけないというふうに考えております。

その命というふうにおっしゃられましたけれども、ほかの、例えば、海外からの石油あるいは天然ガスの供給に支障が生じた場合に、いろんな意味で仮に電力の安定供給に支障が生じた場合には、それも非常に大きなリスクになり得るということでございます。

そうしたことを総合的に判断して、勘案をして、2030年度には、やはり原子力にも20%程度は依存するのが必要だろうということが、私どもの考え方ということでございます。

○司会

ありがとうございます。

それでは九州電力の方お願いいたします。

○九州電力株式会社（山元取締役）

九州電力でございます。

玄海原子力発電所、福島の前は安定して運転しておりましたけれども、福島の事故を見ま

して、九州、玄海ではそういうことがないということは思っておりますが、そういうことではなくて、万一のことということで、新規制基準が施行されまして、それを見まして、当社は、今の考え方だったらクリアできるということで申請をして、今許可をもらったわけですが、今後、それを実際に実現していくためには、やはりハードもソフト、人間、協力会社も含めて、しっかり発電所を守っていかなくちゃいかんと思っております。

それと、毛利宇宙飛行士さんでございますが、やはり私たち玄海玄海原子力発電所を動かすに当たりまして、福島のような事故を起こすのはとんでもないと。今までどおりの安全運転をしっかり続けていくという覚悟でやりますので、玄海町、伊万里市さんとか、そういわずに、我々はしっかり安全運転に努めていく覚悟でございますので、よろしく願いいたします。

○司会

ありがとうございます。

今のお客様。

○質問者

答えには余りなっていないんですけども、ぴんときません。

イメージ戦略はやめますかと聞いたんですけど、何か一生懸命これからやると、イメージじゃなくて、自分の仕事をやるんだと。国の方は、名前もちょっと読めませんけれども、立場はわかりますけれども、福島のあれだけの過酷事故を受けて、本当に反省があるんだろうかと、我々国民の生命はどうなるんだろうかと、そこを心配してこれだけ集まっていられちゃうと思うんですね。そののころを考えていただきたいんですね。個人的にも、あなたも。命のこと。

○司会

御意見として承ってよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

お時間もかなり経過しております。申しわけございません、最後の方とさせていただきます。女性のお客様、では、帽子をかぶってマスクをされている方、女性の方ですか。済みません、女性の方いらっしゃいますか。では、そちらの、済みません、申しわけございません。

○質問者

私もかなり諦めかけて、もう帰ろうかなというふうに思っていたんですけど、当てていただきましたので、しゃべらせていただきます。

玄海原発から同心円で輪を描いて、ちょうど30km圏のところに住んでおります伊万里の市民です。娘が20km圏のところに嫁いで、そちらの両親と一緒に同居して、もうかわいい盛りの孫が3人おります。でも、もう私たちも高齢だから放射能なんか怖くないんですけど、子供たち、孫たちですね、とても怖いです。もう想像しただけで。福島ニュースがあると、もうそれに重ねてやっぱり思うわけですよ、ばあちゃんたちはですね。向こうのおばあちゃんも、私は二里おばあちゃんと言われてはいますが、2人とも会うたびに、何で再稼働さすっちゃろうねというふうに思っております。きのう、区長さんが、今までありました県の説明会で、人がすごく少ないので、だと思えますけど、急いで回覧板ば回してくれんねとって、私、今、班長をしていますので、十数軒のお宅に回覧板を回さなくちゃいけなかったんで、最初のところに行って詳しく説明をしたんですよ。そしたらもう、その人もおばあちゃんなんですけど、もう開口一番ですね、誰でん反対しよらすでしょうもんとおられたんですよ。そして、何でもっと強う、塚部市長さんも強うもっと言われんとでしようかねと言われてました。伊万里の市民は、塚部さんが言ってくださったことで、みんな勇気を持って、もう普通のおばあちゃんですよ、普通のおばあちゃんたちも、何で再稼働さすっちゃろうねと、みんな言っております。ちょっと質問じゃなくて意見みたいになりましたけど、そのところが何でわかっていただけないだろうかなと思ってですね。ちょっともう、ぐあいが悪くなりかけておりました。はい、当てていただいてありがとうございました。

○司会

ありがとうございます。貴重な御意見として承りました。本当にありがとうございました。

皆様から本当に貴重な御意見、そして御質問をいただきまして、ありがとうございました。また、多くの規制やお願いを申し上げましたが、本当に御協力をいただきましたこと、心からお礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

それでは、壇上の方は御退場をお願いしたいと思います。

先ほども御案内をいたしました。この時間で御発言できなかった方、お配りしています御意見用紙、緑の用紙でございますが、こちらに御記入をいただきまして、エントランスホールの回収箱に投入をいただきたいと思います。

なお、本日、御意見用紙を回収箱へ投入することが難しい場合は、御意見用紙裏面に記載しております、県内各地に設置しています県政提案箱に御投函いただくことが可能です。また、いただきました御意見は県のホームページに掲載をさせていただきます。あわせて、今

後、国の考え方を示す資料もごらんいただけるようにしますので、どうぞ御参照くださいませ。

それでは、お待たせいたしました。本日の県民説明会の最後になりますが、副島副知事から御挨拶を申し上げます。

○副島副知事

本日は、たくさんの御意見をいただきました。まことにありがとうございました。

この原発問題につきましては、県民の間にもさまざまな御意見があることは承知しております。また、先ほど説明会のあり方について御意見をいただきました。県といたしましては、この原発のことを県民の方に知っていただくことが何より重要と考えております。その知っていただく一つの方法として、この県民説明会を開催させていただいているところでございます。また御意見の中に、福島事故を経験して多くの不安があることも承知しております。

原子力発電は、我が国のエネルギー政策にかかわる問題です。その必要性について国民の理解を得ること、また、安全対策や事故があった場合の対応などについても、国が責任を持って対応すべきことだと思っているところでございます。その一方で、県民の安全を守るということでは、県にも責任があると考えているところでございます。

このため、この問題に関する県の考え方の基本は、何よりも県民の安全が大切であるということでございます。こうしたことから、原子力規制委員会での厳格な審査を求めてまいりましたし、そのことを県としても確認するために、専門部会からアドバイスをもらっているところでございます。

いずれにしても、この問題につきましては多くの意見を聞くというプロセスを大切に、丁寧に進めていきたいと考えております。

本日、御指摘もありましたが、時間の関係で御発言できなかった方もいらっしゃいます。ここでおわびを申し上げる次第でございます。

県といたしましては、多くの意見を聞くこととしておりまして、県のホームページからも投稿できるようにしております。また、総合庁舎などに設置しております県政提案箱のところに専用の用紙を置いて御意見をいただけるようにもしております。このように、意見を出しやすい環境を整える所存でございますので、多くの意見が寄せられることを期待しているところでございます。

本日の説明会及びこの説明内容等につきましては、ホームページ等で公開しておりますの

で、ぜひごらんいただければ幸いかと存じます。

最後になりましたが、本日は遅くまで説明会に御参加いただきまして、まことにありがとうございました。

○司会

御清聴ありがとうございました。最後まで御参加いただきまして、本当にありがとうございました。

以上をもちまして、玄海原子力発電所に関する説明会、終了させていただきます。

閉館時間が迫っておりますので、どうぞお気をつけて、速やかに御退場いただきたいと存じます。お忘れ物がございませんように、どうぞいま一度お確かめいただきたいと思います。ありがとうございました。